

県別対策

愛知県 2016

CONTENTS

第1章 愛知県教員採用試験対策	p. 1
第2章 教育原理	
1 教育原理とは	p. 3
2 学習論点の一覧	p. 4
3 教育原理の傾向分析	p. 6
第3章 教育法規	
1 教育法規とは	p. 49
2 学習論点の一覧	p. 50
3 教育法規の傾向分析	p. 52
第4章 教育心理	
1 教育心理とは	p. 79
2 学習論点の一覧	p. 80
3 教育心理の傾向分析	p. 81
第5章 教育史	
1 教育史とは	p. 109
2 学習論点の一覧	p. 110
3 教育史の傾向分析	p. 111
第6章 論文	p. 113
巻末資料	
・平成26年度 本試験実施状況（文部科学省）	
・本試験要項	
・あいちの教育に関するアクションプランⅡ	
・本試験問題（平成27年度/平成26年度/平成25年度）	

平成26年度 本試験実施状況
(文部科学省)

第1表 応募者数、受験者数、採用者数、競争率

区分	応募者数	受験者数		採用者数		競争率 (倍率)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	62,340	57,178	31,237	13,783	8,504	4.1
中学校	68,966	62,006	26,371	8,358	3,773	7.4
高等学校	41,197	37,108	12,456	5,127	1,870	7.2
特別支援学校	11,209	10,388	6,239	2,654	1,712	3.9
養護教諭	10,767	9,578	9,486	1,174	1,173	8.2
栄養教諭	1,835	1,562	1,470	163	154	9.6
計	196,314	177,820	87,259	31,259	17,186	5.7

- (注) 1. 採用者数は、平成26年6月1日までに採用された数である。(以下同じ。)
2. 学校種の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、小学校の受験者数に含んでいる。(第2表参照。以下同じ。)
3. 中学校と高等学校の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。(第2表参照。以下同じ。)
4. 特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で選考試験を実施している県・市の数値のみを集計したものである。(第2表参照。以下同じ。)
5. 競争率(倍率)は、受験者数/採用者数である。

第2表 各県市別受験者数、採用者数、競争率

区分	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			養護教諭			栄養教諭			計			区分
	受験者数	採用者数	競争率(倍率)	受験者数	採用者数	競争率(倍率)	受験者数	採用者数	競争率(倍率)	受験者数	採用者数	競争率(倍率)	受験者数	採用者数	競争率(倍率)	受験者数	採用者数	競争率(倍率)	受験者数	採用者数	競争率(倍率)	
1 北海道	1,680	211	5.1	1,840	178	6.9	1,229	144	8.2	548	71	6.8	278	55	4.0	146	14	10.4	5,721	673	6.3	1 北海道
2 青森県	516	53	9.7	506	50	10.1	555	49	11.3	228	26	8.8	101	21	4.8				1,906	199	9.6	2 青森県
3 岩手県	543	50	10.9	479	49	9.8	492	44	11.2	30	3	4.3	57	14	4.1	21	2	10.5	1,721	189	9.1	3 岩手県
4 宮城県	1,072	153	4.2	1,446	132	7.7	663	80	8.2				232	19	11.6	42	2	21.0	3,455	386	6.3	4 宮城県
5 秋田県	201	37	5.4	331	27	12.3	348	29	12.0	130	23	5.7	51	13	3.9	9	6	1.5	1,070	135	7.9	5 秋田県
6 山形県	398	81	4.9	417	51	8.2	297	25	11.9	88	30	2.9	69	5	13.8	18	2	9.0	1,287	194	6.6	6 山形県
7 福島県	679	117	5.8	825	66	12.5	886	77	11.5	228	48	4.8	222	33	6.7				2,840	341	8.3	7 福島県
8 茨城県	855	255	3.4	1,013	198	5.1	760	106	7.2	241	46	5.2	204	19	10.7	41	6	6.8	3,114	630	4.9	8 茨城県
9 栃木県	820	246	3.3	824	117	7.0	547	62	8.8	209	32	6.5	148	23	6.4				2,548	480	5.3	9 栃木県
10 群馬県	500	136	3.7	776	186	4.2	701	66	10.6	121	23	5.3	127	8	15.9				2,225	419	5.3	10 群馬県
11 埼玉県	3,172	798	4.0	2,970	489	6.1	2,750	320	8.6	※	177	—	300	23	13.0	62	5	12.4	9,254	1,812	5.1	11 埼玉県
12 千葉県	2,282	659	3.1	4,261	376	6.3	※	231	—	475	159	2.8	299	32	7.9				7,317	1,457	4.5	12 千葉県
13 東京都	4,976	1,192	4.2	8,821	561	—	314	309	—	1,173	227	5.2	1,000	67	14.9				16,284	2,356	6.9	13 東京都
14 神奈川県	1,642	401	4.1	1,589	261	6.1	2,422	400	6.1	501	187	2.7	248	35	7.1				6,402	1,284	5.0	14 神奈川県
15 新潟県	628	151	4.2	828	85	9.7	609	50	12.2	87	15	5.8	150	30	5.0	37	2	18.5	2,339	333	7.0	15 新潟県
16 富山県	383	119	3.2	582	102	4.2	※	35	—	58	42	1.4	59	17	3.5				1,062	315	3.4	16 富山県
17 石川県	488	164	3.0	869	86	6.8	※	64	—	※	24	—	68	10	6.8				1,425	348	4.1	17 石川県
18 福井県	377	71	5.3	639	59	10.8	※	43	—	85	17	5.0	55	10	5.5	13	2	6.5	1,169	202	5.8	18 福井県
19 山梨県	321	70	4.6	330	49	6.7	215	20	10.8	69	22	3.1	58	10	5.8	18	1	18.0	1,011	172	5.9	19 山梨県
20 長野県	739	127	5.8	778	149	5.2	663	102	6.5	122	31	3.9	123	16	7.7				2,425	425	5.7	20 長野県
21 岐阜県	825	260	3.2	570	164	3.5	760	124	6.1	271	66	4.1	161	24	6.7	25	5	5.0	2,612	643	4.1	21 岐阜県
22 静岡県	749	219	3.4	724	165	4.4	1,114	164	6.8	414	109	3.8	117	23	5.1				3,118	680	4.6	22 静岡県
23 愛知県	2,681	700	3.8	2,403	330	7.3	2,311	359	6.4	613	110	5.6	518	60	8.6	106	10	10.6	8,632	1,569	5.5	23 愛知県
24 三重県	1,009	279	3.6	950	133	7.1	790	98	8.1	82	31	2.6	213	22	9.7	48	3	16.0	3,092	566	5.5	24 三重県
25 滋賀県	593	215	2.8	556	118	4.7	376	68	5.5	181	39	4.6	89	10	8.9	28	1	28.0	1,823	451	4.0	25 滋賀県
26 京都府	765	150	5.1	717	114	6.3	1,008	112	9.0	188	67	2.8	91	4	22.8	47	6	7.8	2,816	453	6.2	26 京都府
27 大阪府	2,996	778	3.4	2,675	590	4.2	2,855	486	5.9	253	47	5.4	436	24	15.6	113	12	8.1	9,328	1,937	4.5	27 大阪府
28 兵庫県	2,422	539	4.5	1,921	334	5.8	2,263	377	7.9	327	87	3.8	395	32	12.3	122	13	9.4	7,450	1,292	5.8	28 兵庫県
29 奈良県	892	205	4.4	858	130	6.6	540	55	9.8	153	38	4.0	130	16	8.1	27	3	9.0	2,600	447	5.8	29 奈良県
30 和歌山県	534	160	3.3	567	96	5.9	510	80	8.5	136	30	4.5	106	14	7.6				1,853	360	5.1	30 和歌山県
31 鳥取県	312	82	3.8	500	48	10.4	18	5	3.6	89	20	4.5	62	6	10.3	11	1	11.0	992	162	6.1	31 鳥取県
32 島根県	300	48	6.3	328	36	9.1	326	32	10.2	94	28	3.4	84	17	4.9	20	2	10.0	1,152	163	7.1	32 島根県
33 岡山県	1,266	188	4.7	1,050	90	8.8	955	109	8.8	195	46	4.2	217	30	5.0	70	4	14.0	3,753	467	6.3	33 岡山県
34 広島県	1,062	214	2.9	1,069	106	6.2	1,066	112	8.4	215	59	3.2	188	14	7.5				3,600	505	4.7	34 広島県
35 山口県	478	189	2.5	492	90	5.5	434	43	10.1	63	13	4.8	108	21	5.1				1,575	356	4.4	35 山口県
36 徳島県	458	88	5.2	377	42	9.0	399	29	13.8	71	14	5.1	118	19	6.2				1,423	192	7.4	36 徳島県
37 香川県	414	149	2.8	365	81	4.5	339	48	7.1	49	16	3.1	96	18	5.3	24	1	24.0	1,287	313	4.1	37 香川県
38 愛媛県	448	50	9.0	355	33	10.8	512	41	12.5	68	14	4.9	89	12	7.4	37	3	12.3	1,509	153	9.9	38 愛媛県
39 高知県	246	63	3.9	353	45	7.8	307	26	11.8	84	20	4.2	75	14	5.4	33	4	8.3	1,098	172	6.4	39 高知県
40 福岡県	1,187	320	3.7	1,101	165	6.7	1,551	177	8.7	190	41	4.6	223	19	11.7	38	8	4.8	4,290	730	5.9	40 福岡県
41 佐賀県	351	84	4.2	365	61	6.0	423	46	9.2	46	7	6.6	79	9	8.8	25	1	25.0	1,289	208	6.2	41 佐賀県
42 長崎県	532	68	7.8	466	50	9.3	467	43	10.9	184	30	6.1	105	15	7.0				1,754	206	8.5	42 長崎県
43 熊本県	566	116	4.9	437	56	7.8	702	70	10.0	251	48	5.2	141	17	8.3	51	8	6.4	2,148	315	6.8	43 熊本県
44 大分県	462	126	3.7	503	62	8.1	475	31	15.3	164	43	3.8	86	23	3.7				1,690	285	5.9	44 大分県
45 宮崎県	459	41	11.2	446	35	12.7	456	46	9.9	139	12	11.6	114	12	9.5	37	5	7.4	1,651	151	10.9	45 宮崎県
46 鹿児島県	972	75	13.0	718	54	13.3	737	39	18.9	※	36	—	164	21	7.8	57	3	19.0	2,646	230	11.5	46 鹿児島県
47 沖縄県	1,575	210	7.5	1,406	91	15.5	1,348	70	19.3	239	28	8.5	231	19	12.2				4,799	418	11.5	47 沖縄県
48 札幌市	※※	117	(5.1)	※※	89	(6.9)	※※	6	(8.2)	※※	10	(6.8)	※※	15	(4.0)				※※	237	(6.3)	48 札幌市
49 仙台市	※※	103	(4.2)	※※	55	(7.7)	※※	1	(8.2)	※※	2	—	※※	1	(11.6)				※※	162	(6.3)	49 仙台市
50 さいたま市	537	153	3.5	526	110	4.8							65	9	7.2	15	2	7.5	1,143	274	4.2	50 さいたま市
51 千葉市	※※	84	(3.1)	※※	68	(6.3)				※※	9	(2.8)	※※	6	(7.9)				※※	167	(4.5)	51 千葉市
52 横浜市	2,396	492	4.9	2,098	277	7.6	11	2	5.5	211	73	2.9	236	37	6.4				4,952	881	5.6	52 横浜市
53 川崎市	795	156	5.1	504	85	5.9				57	18	3.2	67	12	5.6				1,423	271	5.3	53 川崎市
54 相模原市	393	96	4.1	457	72	6.3							37	3	12.3				887	171	5.2	54 相模原市
55 新潟市	218	62	3.5	144	16	9.0				15	4	3.8	34	4	8.5				411	86	4.8	55 新潟市
56 静岡市	201	66	3.0	171	33	5.2							23	4	5.8				395	103	3.8	56 静岡市
57 浜松市	280	72	3.9	225	33	6.8							57	6	9.5				562	111	5.1	57 浜松市
58 名古屋市中区	871	266	3.3	999	121	8.3	※	30	—	82	18	4.6	143	12	11.9	37	4	9.3	2,132	451	4.7	58 名古屋市中区
59 京都市	750	118	6.4	719	79	9.1	211	11	19.2	181	36	5.0	78	7	11.1	36	4	9.0	1,975	255	7.7	59 京都市
60 大阪市	1,036	288	3.6	909	163	5.6	313	11	28.5	292	69	4.2	146	6	24.3	25	3	8.3	2			

第3表 各県市別受験者数、採用者数、競争率における昨年度比較

区分	受験者数			採用者数			競争率 (倍率)			区分
	25年度	26年度	増減	25年度	26年度	増減	25年度	26年度	増減	
1 北海道	5,884	5,721	-163	767	673	-94	5.7	6.3	0.6	1 北海道
2 青森県	2,011	1,906	-105	160	199	39	12.6	9.6	-3.0	2 青森県
3 岩手県	1,755	1,721	-34	200	189	-11	8.8	9.1	0.3	3 岩手県
4 宮城県	3,721	3,455	-266	258	386	128	8.0	6.3	-1.7	4 宮城県
5 秋田県	1,117	1,070	-47	133	135	2	8.4	7.9	-0.5	5 秋田県
6 山形県	1,321	1,287	-34	183	194	11	7.2	6.6	-0.6	6 山形県
7 福島県	2,549	2,840	291	232	341	109	11.0	8.3	-2.7	7 福島県
8 茨城県	3,187	3,114	-73	597	630	33	5.3	4.9	-0.4	8 茨城県
9 栃木県	2,393	2,548	155	437	480	43	5.5	5.3	-0.2	9 栃木県
10 群馬県	2,253	2,225	-28	457	419	-38	4.9	5.3	0.4	10 群馬県
11 埼玉県	8,637	9,254	617	1,799	1,812	13	4.8	5.1	0.3	11 埼玉県
12 千葉県	7,229	7,317	88	1,460	1,457	-3	4.3	4.5	0.2	12 千葉県
13 東京都	17,912	16,284	-1,628	2,815	2,356	-459	6.4	6.9	0.5	13 東京都
14 神奈川県	6,636	6,402	-234	1,101	1,284	183	6.0	5.0	-1.0	14 神奈川県
15 新潟県	2,109	2,339	230	413	333	-80	5.1	7.0	1.9	15 新潟県
16 富山県	1,128	1,082	-46	281	315	34	4.0	3.4	-0.6	16 富山県
17 石川県	1,518	1,425	-93	347	348	1	4.4	4.1	-0.3	17 石川県
18 福井県	1,281	1,169	-112	192	202	10	6.7	5.8	-0.9	18 福井県
19 山梨県	984	1,011	27	122	172	50	8.1	5.9	-2.2	19 山梨県
20 長野県	2,520	2,425	-95	406	425	19	6.2	5.7	-0.5	20 長野県
21 岐阜県	2,567	2,612	45	606	643	37	4.2	4.1	-0.1	21 岐阜県
22 静岡県	3,229	3,118	-111	605	680	75	5.3	4.6	-0.7	22 静岡県
23 愛知県	8,803	8,632	-171	1,670	1,569	-101	5.3	5.5	0.2	23 愛知県
24 三重県	3,050	3,092	42	481	566	85	6.3	5.5	-0.8	24 三重県
25 滋賀県	1,852	1,823	-29	454	451	-3	4.1	4.0	-0.1	25 滋賀県
26 京都府	2,937	2,816	-121	484	453	-31	6.1	6.2	0.1	26 京都府
27 大阪府	9,328	9,328	0	1,913	1,937	24	4.5	4.5	0.0	27 大阪府
28 兵庫県	7,499	7,450	-49	1,319	1,292	-27	5.7	5.8	0.1	28 兵庫県
29 奈良県	2,892	2,600	-292	497	447	-50	5.8	5.8	0.0	29 奈良県
30 和歌山県	1,863	1,853	-10	324	360	36	5.8	5.1	-0.7	30 和歌山県
31 鳥取県	1,036	992	-44	177	162	-15	5.9	6.1	0.2	31 鳥取県
32 島根県	1,218	1,152	-66	158	163	5	7.7	7.1	-0.6	32 島根県
33 岡山県	3,460	3,753	293	435	467	32	6.3	6.3	0.0	33 岡山県
34 広島県	3,577	3,600	23	574	505	-69	4.6	4.7	0.1	34 広島県
35 山口県	1,457	1,575	118	309	356	47	4.7	4.4	-0.3	35 山口県
36 徳島県	1,559	1,423	-136	218	192	-26	7.2	7.4	0.2	36 徳島県
37 香川県	1,339	1,287	-52	334	313	-21	4.0	4.1	0.1	37 香川県
38 愛媛県	1,587	1,509	-78	173	153	-20	9.2	9.9	0.7	38 愛媛県
39 高知県	1,106	1,098	-8	140	172	32	7.9	6.4	-1.5	39 高知県
40 福岡県	4,419	4,290	-129	675	730	55	6.5	5.9	-0.6	40 福岡県
41 佐賀県	1,272	1,289	17	190	208	18	6.7	6.2	-0.5	41 佐賀県
42 長崎県	1,761	1,754	-7	158	206	48	11.1	8.5	-2.6	42 長崎県
43 熊本県	2,367	2,148	-219	347	315	-32	6.8	6.8	0.0	43 熊本県
44 大分県	1,689	1,690	1	262	285	23	6.4	5.9	-0.5	44 大分県
45 宮崎県	1,652	1,651	-1	142	151	9	11.6	10.9	-0.7	45 宮崎県
46 鹿児島県	2,795	2,648	-147	236	230	-6	11.8	11.5	-0.3	46 鹿児島県
47 沖縄県	5,015	4,799	-216	466	418	-48	10.8	11.5	0.7	47 沖縄県
48 札幌市	—	—	—	261	237	-24	(5.7)	(6.3)	(0.6)	48 札幌市
49 仙台市	—	—	—	210	162	-48	(8.0)	(6.3)	(-1.7)	49 仙台市
50 さいたま市	1,165	1,143	-22	270	274	4	4.3	4.2	-0.1	50 さいたま市
51 千葉市	—	—	—	202	167	-35	(4.3)	(4.5)	(0.2)	51 千葉市
52 横浜市	5,031	4,952	-79	773	881	108	6.5	5.6	-0.9	52 横浜市
53 川崎市	1,526	1,423	-103	265	271	6	5.8	5.3	-0.5	53 川崎市
54 相模原市	992	887	-105	135	171	36	7.3	5.2	—	54 相模原市
55 新潟市	353	411	58	85	86	1	4.2	4.8	0.6	55 新潟市
56 静岡市	391	395	4	95	103	8	4.1	3.8	-0.3	56 静岡市
57 浜松市	542	562	20	121	111	-10	4.5	5.1	0.6	57 浜松市
58 名古屋市	2,133	2,132	-1	440	451	11	4.8	4.7	-0.1	58 名古屋市
59 京都市	2,113	1,975	-138	369	255	-114	5.7	7.7	2.0	59 京都市
60 大阪市	2,570	2,721	151	480	540	60	5.4	5.0	-0.4	60 大阪市
61 堺市	1,215	1,216	1	238	272	34	5.1	4.5	-0.6	61 堺市
62 神戸市	1,831	1,804	-27	352	338	-14	5.2	5.3	0.1	62 神戸市
63 岡山市	—	—	—	113	128	15	(6.3)	(6.3)	(0.0)	63 岡山市
64 広島市	—	—	—	209	255	46	(4.6)	(4.7)	(0.1)	64 広島市
65 北九州市	857	874	17	216	229	13	4.0	3.8	-0.2	65 北九州市
66 福岡市	2,107	2,015	-92	336	295	-41	6.3	6.8	0.5	66 福岡市
67 熊本市	602	733	131	56	107	51	10.8	6.9	-3.9	67 熊本市
68 豊能地区	—	—	—	174	152	-22	(4.5)	(4.5)	—	68 豊能地区
合計	180,902	177,820	-3,082	31,107	31,259	152	5.8	5.7	-0.1	合計

(注) 1. 各校種別受験者数、採用者数が空欄となっているのは、次の理由による。

i. 札幌市、仙台市、千葉市、岡山市、広島市、豊能地区（大阪府）は、選考試験をそれぞれ北海道、宮城県、千葉県、岡山県、広島県、大阪府と共同で実施するため、受験者数はそれぞれの県の欄に含まれている。

2. 競争率が()で表示されている指定都市等については、それを包含する都道府県と共同で選考試験を実施しているため、それぞれの採用者数を合算して競争率を算出しており、その数値は県と同値となっている。

3. 前年度との比較が困難である場合は、増減を — で表示している。

第4表 公立学校教員の受験者及び採用者の推移

区分	年度	受験者数 (A)		採用者数 (B)		競争率 (A) / (B)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	17	51,973	(32,661)	11,522	(7,431)	4.5
	18	51,763	(32,113)	12,430	(8,128)	4.2
	19	53,398	(32,211)	11,588	(7,527)	4.6
	20	53,061	(31,353)	12,372	(7,879)	4.3
	21	51,804	(30,125)	12,437	(7,932)	4.2
	22	54,418	(31,783)	12,284	(7,762)	4.4
	23	57,817	(33,354)	12,883	(8,102)	4.5
	24	59,230	(34,117)	13,598	(8,561)	4.4
	25	58,703	(31,192)	13,626	(7,956)	4.3
	26	57,178	(31,237)	13,783	(8,504)	4.1
中学校	17	59,845	(30,783)	5,100	(2,543)	11.7
	18	59,879	(30,179)	5,118	(2,527)	11.7
	19	60,527	(29,215)	6,170	(3,115)	9.8
	20	58,647	(27,341)	6,470	(3,079)	9.1
	21	56,568	(25,511)	6,717	(3,258)	8.4
	22	59,060	(27,140)	6,807	(3,097)	8.7
	23	63,125	(28,420)	8,068	(3,600)	7.8
	24	62,793	(27,964)	8,156	(3,682)	7.7
	25	62,998	(26,228)	8,383	(3,582)	7.5
	26	62,006	(26,371)	8,358	(3,773)	7.4
高等学校	17	38,581	(14,977)	2,754	(1,064)	14.0
	18	35,593	(13,677)	2,674	(1,020)	13.3
	19	36,445	(13,863)	2,563	(1,010)	14.2
	20	33,895	(12,438)	3,139	(1,243)	10.8
	21	33,371	(12,447)	3,567	(1,401)	9.4
	22	34,748	(12,740)	4,287	(1,686)	8.1
	23	37,629	(13,702)	4,904	(1,843)	7.7
	24	37,935	(13,561)	5,189	(1,939)	7.3
	25	37,812	(12,184)	4,912	(1,616)	7.7
	26	37,108	(12,456)	5,127	(1,870)	7.2
小 計	17	150,399	(78,421)	19,376	(11,038)	7.8
	18	147,235	(75,969)	20,222	(11,675)	7.3
	19	150,370	(75,289)	20,321	(11,652)	7.4
	20	145,603	(71,132)	21,981	(12,201)	6.6
	21	141,743	(68,083)	22,721	(12,591)	6.2
	22	148,226	(71,663)	23,378	(12,545)	6.3
	23	158,571	(75,476)	25,855	(13,545)	6.1
	24	159,958	(75,642)	26,943	(14,182)	5.9
	25	159,513	(69,604)	26,921	(13,154)	5.9
	26	156,292	(70,064)	27,268	(14,147)	5.7
特別支援 学校	17	5,908	(4,124)	1,486	(1,027)	4.0
	18	6,012	(4,011)	1,480	(1,001)	4.1
	19	6,215	(4,036)	1,413	(946)	4.4
	20	6,827	(4,215)	1,939	(1,274)	3.5
	21	7,322	(4,647)	2,104	(1,422)	3.5
	22	8,092	(5,171)	2,365	(1,537)	3.4
	23	8,939	(5,500)	2,533	(1,617)	3.5
	24	9,198	(5,830)	2,672	(1,765)	3.4
	25	10,172	(6,172)	2,863	(1,760)	3.6
	26	10,388	(6,239)	2,654	(1,712)	3.9
養護教諭	17	8,086	(7,893)	744	(744)	10.9
	18	8,196	(7,913)	835	(833)	9.8
	19	8,362	(7,964)	840	(836)	10.0
	20	8,611	(8,232)	886	(885)	9.7
	21	8,989	(8,673)	973	(970)	9.2
	22	9,228	(9,083)	982	(975)	9.4
	23	9,552	(9,421)	1,095	(1,092)	8.7
	24	9,715	(9,599)	1,184	(1,183)	8.2
	25	9,827	(9,227)	1,171	(1,105)	8.4
	26	9,578	(9,486)	1,174	(1,173)	8.2
栄養教諭	19	304	(299)	73	(73)	4.2
	20	259	(240)	44	(43)	5.9
	21	820	(776)	99	(98)	8.3
	22	1,201	(1,115)	161	(158)	7.5
	23	1,318	(1,250)	150	(145)	8.8
	24	1,367	(1,303)	131	(129)	10.4
	25	1,390	(1,193)	152	(141)	9.1
	26	1,562	(1,470)	163	(154)	9.6
総 計	17	164,393	(90,438)	21,606	(12,809)	7.6
	18	161,443	(87,893)	22,537	(13,509)	7.2
	19	165,251	(87,588)	22,647	(13,507)	7.3
	20	161,300	(83,819)	24,850	(14,403)	6.5
	21	158,874	(82,179)	25,897	(15,081)	6.1
	22	166,747	(87,032)	26,886	(15,215)	6.2
	23	178,380	(91,647)	29,633	(16,399)	6.0
	24	180,238	(92,374)	30,930	(17,259)	5.8
	25	180,902	(86,196)	31,107	(16,160)	5.8
	26	177,820	(87,259)	31,259	(17,186)	5.7

(注) 1. () 内は内数で女性を示す。
 2. 横浜市は平成17～21年度間、受験者の男女数を把握していないため、平成17～21年度間の受験者数の女性(内数)には横浜市の女性の受験者数は含まれない。

第5表 受験者数、採用者数における女性数及び女性の比率

区 分	受験者			採用者		
	全体	女性（内数）	女性の比率（％）	全体	女性（内数）	女性の比率（％）
小学校	57,178 (58,703)	31,237 (31,192)	54.6% (53.1%)	13,783 (13,626)	8,504 (7,956)	61.7% (58.4%)
中学校	62,006 (62,998)	26,371 (26,228)	42.5% (41.6%)	8,358 (8,383)	3,773 (3,582)	45.1% (42.7%)
高等学校	37,108 (37,812)	12,456 (12,184)	33.6% (32.2%)	5,127 (4,912)	1,870 (1,616)	36.5% (32.9%)
特別支援 学校	10,388 (10,172)	6,239 (6,172)	60.1% (60.7%)	2,654 (2,863)	1,712 (1,760)	64.5% (61.5%)
計	166,680 (169,685)	76,303 (75,776)	45.8% (44.7%)	29,922 (29,784)	15,859 (14,914)	53.0% (50.1%)

- （注）1. （ ）内は、前年度の数値である。
 2. ほぼ全員が女性である養護教諭・栄養教諭については除外している。

第6表 受験者、採用者の学歴別内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	教員養成 大学・学部	人数	14,919 (15,857)	8,603 (8,761)	3,712 (3,561)	2,078 (2,191)	1,293 (1,440)	10 (14)	30,615 (31,824)
		比率	26.4% (27.3%)	14.0% (14.0%)	10.0% (9.4%)	20.0% (21.5%)	13.6% (14.7%)	0.7% (1.0%)	17.3% (17.7%)
	一般大学	人数	34,898 (35,070)	44,763 (45,669)	26,686 (27,502)	7,025 (6,573)	5,422 (5,377)	1,194 (949)	119,988 (121,140)
		比率	61.7% (60.4%)	72.8% (73.0%)	71.9% (72.7%)	67.6% (64.6%)	56.9% (55.0%)	77.6% (70.3%)	67.9% (67.4%)
	短期大学等	人数	3,249 (3,570)	1,447 (1,603)	74 (163)	366 (419)	2,502 (2,705)	293 (346)	7,931 (8,806)
		比率	5.7% (6.1%)	2.4% (2.6%)	0.2% (0.4%)	3.5% (4.1%)	26.3% (27.7%)	19.1% (25.6%)	4.5% (4.9%)
	大学院	人数	3,493 (3,557)	6,677 (6,490)	6,636 (6,586)	919 (989)	304 (255)	41 (40)	18,070 (17,917)
		比率	6.2% (6.1%)	10.9% (10.4%)	17.9% (17.4%)	8.8% (9.7%)	3.2% (2.6%)	2.7% (3.0%)	10.2% (10.0%)
	計	人数	56,559 (58,054)	61,490 (62,523)	37,108 (37,812)	10,388 (10,172)	9,521 (9,777)	1,538 (1,349)	176,604 (179,687)
	採用者	教員養成 大学・学部	人数	4,812 (4,871)	1,994 (2,087)	712 (677)	751 (795)	301 (302)	3 (1)
比率			34.9% (35.7%)	23.9% (24.9%)	13.9% (13.8%)	28.3% (27.8%)	25.6% (25.8%)	1.8% (0.7%)	27.4% (28.1%)
一般大学		人数	7,726 (7,475)	5,250 (5,253)	3,237 (3,152)	1,600 (1,684)	638 (613)	129 (116)	18,580 (18,293)
		比率	56.1% (54.9%)	62.8% (62.7%)	63.1% (64.2%)	60.3% (58.8%)	54.3% (52.3%)	79.1% (76.3%)	59.4% (58.8%)
短期大学等		人数	371 (455)	99 (104)	17 (17)	51 (71)	189 (222)	24 (28)	751 (897)
		比率	2.7% (3.3%)	1.2% (1.2%)	0.3% (0.3%)	1.9% (2.5%)	16.1% (19.0%)	14.7% (18.4%)	2.4% (2.9%)
大学院		人数	874 (825)	1,015 (939)	1,161 (1,066)	252 (313)	46 (34)	7 (7)	3,355 (3,184)
		比率	6.3% (6.1%)	12.1% (11.2%)	22.6% (21.7%)	9.5% (10.9%)	3.9% (2.9%)	4.3% (4.6%)	10.7% (10.2%)
計		人数	13,783 (13,626)	8,358 (8,383)	5,127 (4,912)	2,654 (2,863)	1,174 (1,171)	163 (152)	31,259 (31,107)
採用率（％）		教員養成 大学・学部	32.3% (30.7%)	23.2% (23.8%)	19.2% (19.0%)	36.1% (36.3%)	23.3% (21.0%)	30.0% (7.1%)	28.0% (27.4%)
	一般大学	22.1% (21.3%)	11.7% (11.5%)	12.1% (11.5%)	22.8% (25.6%)	11.8% (11.4%)	10.8% (12.2%)	15.5% (15.1%)	
	短期大学等	11.4% (12.7%)	6.8% (6.5%)	23.0% (10.4%)	13.9% (16.9%)	7.6% (8.2%)	8.2% (8.1%)	9.5% (10.2%)	
	大学院	25.0% (23.2%)	15.2% (14.5%)	17.5% (16.2%)	27.4% (31.6%)	15.1% (13.3%)	17.1% (17.5%)	18.6% (17.8%)	
	計	24.4% (23.5%)	13.6% (13.4%)	13.8% (13.0%)	25.5% (28.1%)	12.3% (12.0%)	10.6% (11.3%)	17.7% (17.3%)	

- (注) 1. () 内は前年度の数値である。
 2. 採用率(%) = 採用者数 / 受験者数 (以下同じ。)
 3. 「教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。
 4. 「短期大学等」には、短期大学、指定教員養成機関、高等学校出身者を含む。
 5. 堺市は受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない。

第7表 受験者数、採用者数における新規学卒者・既卒者の内訳

区分			小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計
受験者	新規学卒者	人数	18,442 (18,178)	18,926 (19,322)	10,619 (10,610)	1,978 (1,877)	2,783 (2,853)	758 (639)	53,506 (53,479)
		比率	32.6% (31.3%)	30.8% (30.9%)	28.6% (28.1%)	19.0% (18.5%)	29.2% (29.2%)	49.3% (47.4%)	30.3% (29.8%)
	既卒者	人数	38,117 (39,876)	42,564 (43,201)	26,489 (27,202)	8,410 (8,295)	6,738 (6,924)	780 (710)	123,098 (126,208)
		比率	67.4% (68.7%)	69.2% (69.1%)	71.4% (71.9%)	81.0% (81.5%)	70.8% (70.8%)	50.7% (52.6%)	69.7% (70.2%)
	計	人数	56,559 (58,054)	61,490 (62,523)	37,108 (37,812)	10,388 (10,172)	9,521 (9,777)	1,538 (1,349)	176,604 (179,687)
		比率							
採用者	新規学卒者	人数	5,593 (5,206)	2,516 (2,467)	1,347 (1,315)	641 (690)	329 (292)	63 (51)	10,489 (10,021)
		比率	40.6% (38.2%)	30.1% (29.4%)	26.3% (26.8%)	24.2% (24.1%)	28.0% (24.9%)	38.7% (33.6%)	33.6% (32.2%)
	既卒者	人数	8,190 (8,420)	5,842 (5,916)	3,780 (3,597)	2,013 (2,173)	845 (879)	100 (101)	20,770 (21,086)
		比率	59.4% (61.8%)	69.9% (70.6%)	73.7% (73.2%)	75.8% (75.9%)	72.0% (75.1%)	61.3% (66.4%)	66.4% (67.8%)
	計	人数	13,783 (13,626)	8,358 (8,383)	5,127 (4,912)	2,654 (2,863)	1,174 (1,171)	163 (152)	31,259 (31,107)
		比率							
採用率(%)	新規学卒者		30.3% (28.6%)	13.3% (12.8%)	12.7% (12.4%)	32.4% (36.8%)	11.8% (10.2%)	8.3% (8.0%)	19.6% (18.7%)
	既卒者		21.5% (21.1%)	13.7% (13.7%)	14.3% (13.2%)	23.9% (26.2%)	12.5% (12.7%)	12.8% (14.2%)	16.9% (16.7%)
	計		24.4% (23.5%)	13.6% (13.4%)	13.8% (13.0%)	25.5% (28.1%)	12.3% (12.0%)	10.6% (11.3%)	17.7% (17.3%)

- (注) 1. () 内は、前年度の数値である。
 2. 採用率(%) = 採用者数 / 受験者数。
 3. 堺市は受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない。

第8表 採用者における民間企業経験者等の数及び比率

区分	全体	採用者			
		教職経験者 (内数)	教職経験者の 比率(%)	民間企業等勤務経験者 (内数)	民間企業等勤務経験者 の比率(%)
小学校	13,382 (13,232)	6,340 (6,213)	47.4% (47.0%)	603 (654)	4.5% (4.9%)
中学校	8,097 (8,173)	4,518 (4,421)	55.8% (54.1%)	403 (442)	5.0% (5.4%)
高等学校	4,727 (4,606)	2,599 (2,456)	55.0% (53.3%)	338 (369)	7.2% (8.0%)
特別支援 学校	2,467 (2,698)	1,556 (1,592)	63.1% (59.0%)	146 (197)	5.9% (7.3%)
養護教諭	1,139 (1,145)	663 (629)	58.2% (54.9%)	68 (105)	6.0% (9.2%)
栄養教諭	163 (152)	55 (41)	33.7% (27.0%)	24 (14)	14.7% (9.2%)
計	29,975 (30,006)	15,731 (15,352)	52.5% (51.2%)	1,582 (1,781)	5.3% (5.9%)

- (注) 1. 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立の教員であった者（非常勤講師も含む）をいう。
 2. 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。
 3. () 内は、前年度の数値である。
 4. 採用率(%)＝採用者数／受験者数。
 5. 神奈川県は、採用選考において採用者の職歴等を把握していないため、当該府県市の採用者数を除いた人数を基に計算している。

図1 受験者数の推移

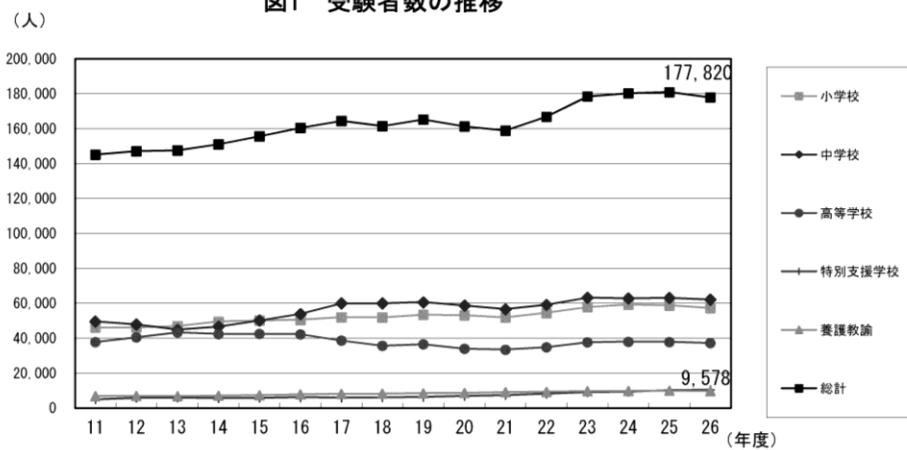


図2 採用者数の推移

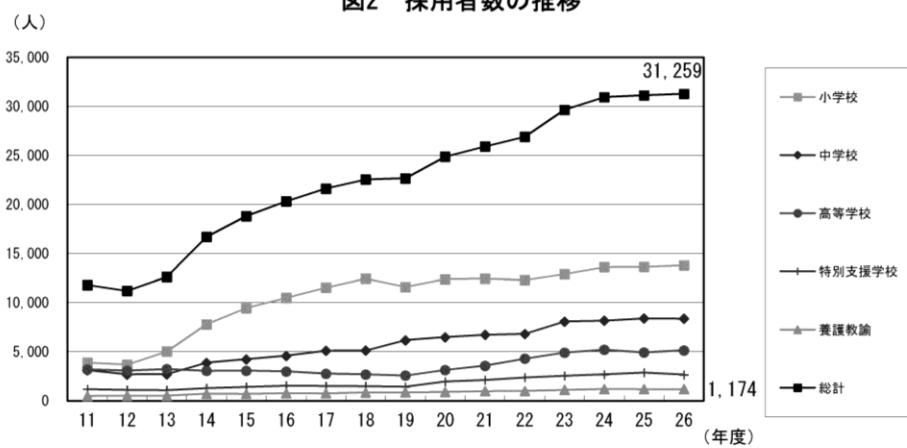


図3 競争倍率の推移

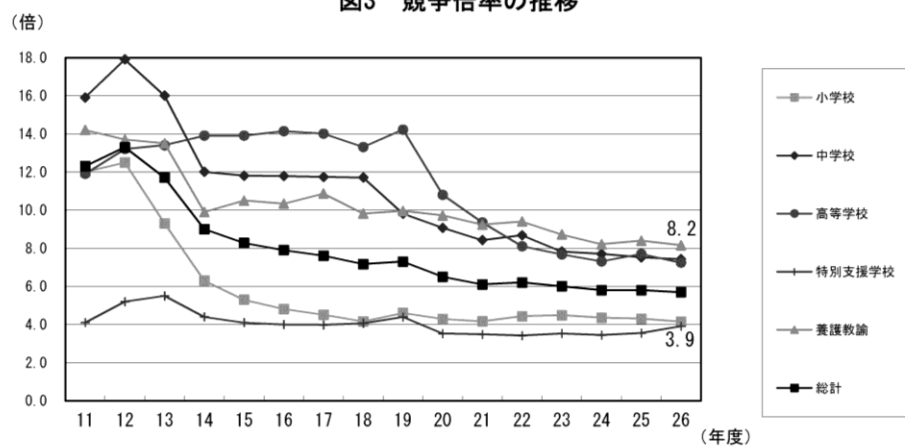
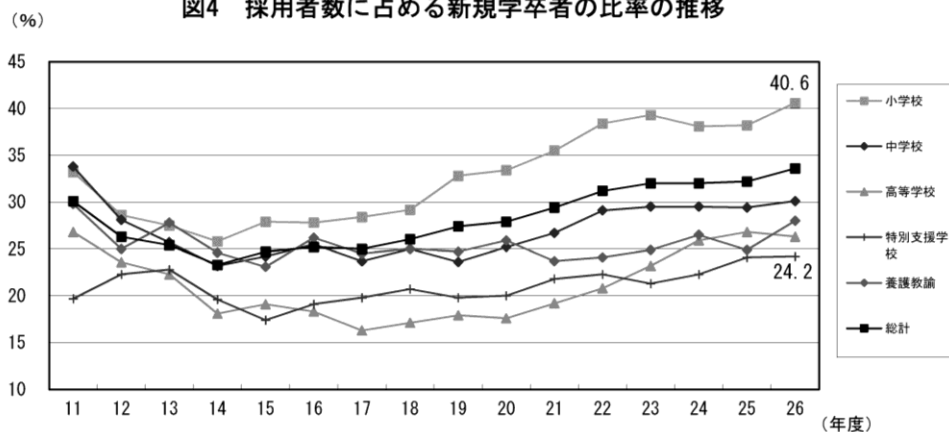


図4 採用者数に占める新規学卒者の比率の推移



本試験要項



平成 28 年度 愛 知 県 公 立 学 校 教 員 採 用 選 考 試 験 受 験 案 内

愛知県教育委員会

願書受付期間 平成27年5月7日(木)～平成27年5月20日(水) ※当日消印有効・郵送に限る

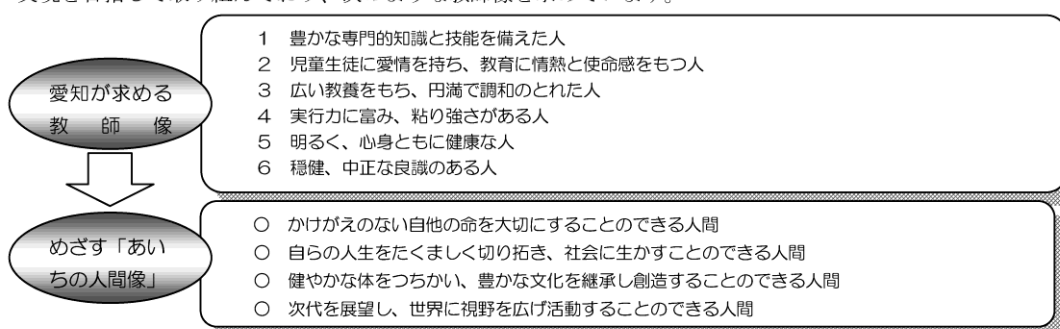
第 1 次 試 験 平成27年7月18日(土)

第 2 次 試 験 1日目 平成27年8月18日(火) 2日目 平成27年8月19日(水)

1 趣 旨

この試験は、平成 28 年度の愛知県公立学校教員（名古屋市立学校を除く。）の採用にあたり、選考資料とするため実施するものです。

愛知県では「自らを高めること」と「社会の役に立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現を目指して取り組んでおり、次のような教師像を求めています。



「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」から

2 選考試験概要

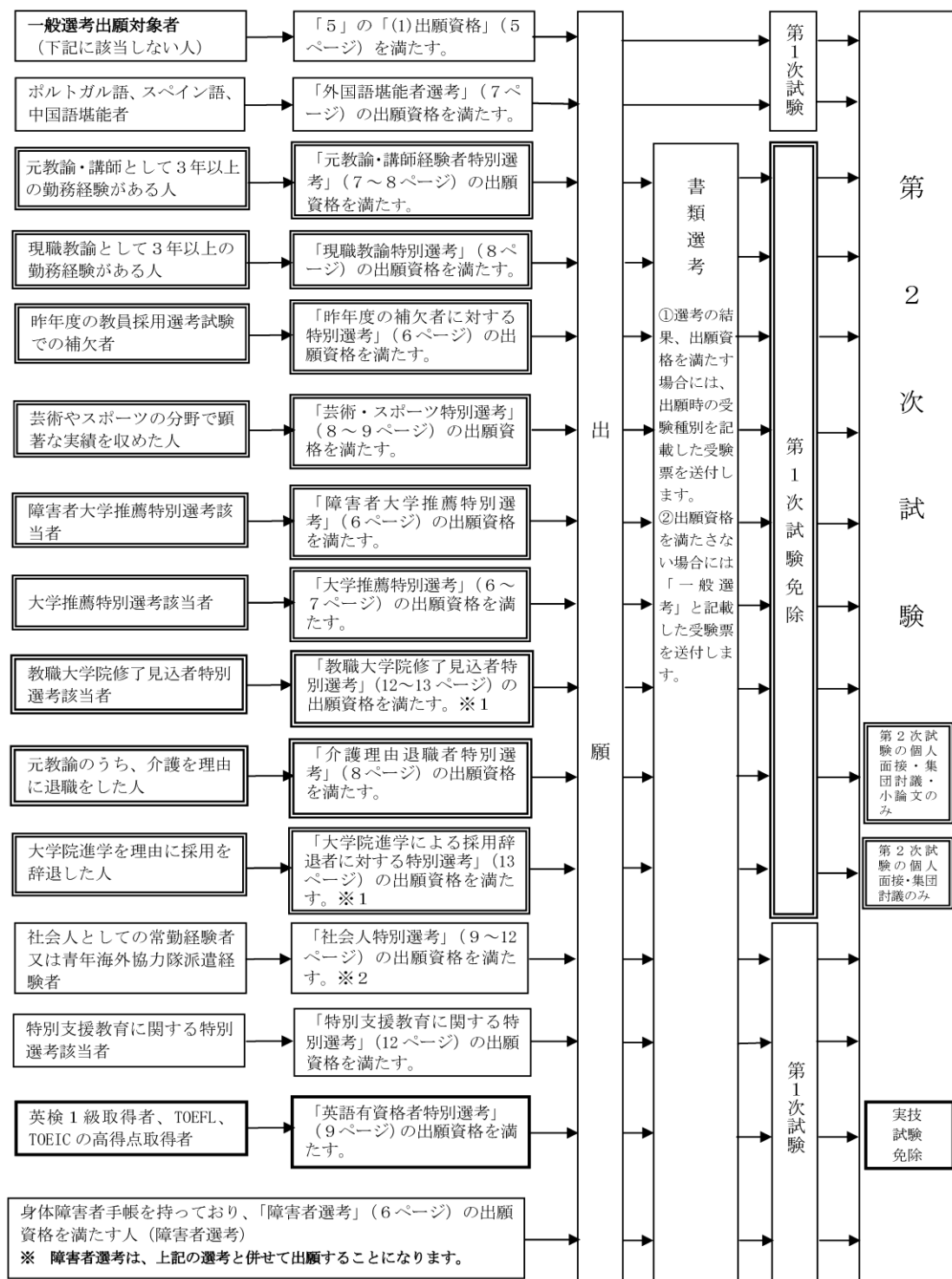
選考の種類	選考試験内容	受験案内該当ページ	第 1 次 試 験					第 2 次 試 験 1 日 目				第 2 次 試 験 2 日 目	
			教職・教養	教科専門Ⅰ	論文試験	口述試験	当該外国語面接	クレペリン検査	教科専門Ⅱ	小論文	実技試験（注1）	口述試験	
												集団討議	個人面接
5 一般選考		5	○	○		○		○	○	○	※	○	○
6 昨年度の補欠者に対する特別選考		6	1 次試験免除					○	○	○	※	○	○
7 障害者選考		6	○	○		○		○	○	○	※	○	○
8 障害者大学推薦特別選考		6	1 次試験免除					○	○	○	※	○	○
9 大学推薦特別選考		6	1 次試験免除					○	○	○	※	○	○
10 外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語）堪能者選考		7	○	○		○	○	○	○	○	※	○	○
11 元教諭・講師経験者特別選考		7	1 次試験免除					○	○	○	※	○	○
12 介護理由退職者特別選考（注2）		8	免 除									○	○
13 現職教諭特別選考		8	1 次試験免除					○	○	○	※	○	○
14 芸術（音楽・美術）・スポーツ特別選考		8	1 次試験免除					○	○	○	※	○	○
15 英語有資格者特別選考		9	○	○		○		○	○	○	免除	○	○
16 社会人特別選考		9			○	○		○	○	○	※	○	○
17 特別支援教育に関する特別選考（注3）		12			○	○		○	○	○	※	○	○
18 教職大学院修了見込者特別選考		12	1 次試験免除					○	○	○	※	○	○
19 大学院進学による採用辞退者に対する特別選考		13	免 除									○	○

（注1）※ 実技試験を実施する教科…音楽、美術、保健体育、英語、工業（デザイン）、農業

（注2）「介護理由退職者特別選考」は、第2次試験の集団討議、個人面接及び小論文（2日目に実施）での選考とします。

（注3）「特別支援教育に関する特別選考」は、特別支援学校教諭の受験区分についての試験内容です。「小学校教諭」及び「中学校教諭」の受験区分については12ページをご覧ください。

3 出願の流れ



- ※1 大学院・教職大学院への進学を考えている人、又は大学院・教職大学院に在学している人は、19 ページを確認してください。
- ※2 社会人特別選考への出願を考えている人は、9～12 ページの社会人特別選考の出願資格を確認してください。社会人特別選考は、「小学校教諭」及び「中学校教諭」の受験区分並びに「高等学校教諭・数学」、「高等学校教諭・理科」、「高等学校教諭・工業」、「高等学校教諭・商業」、「高等学校教諭・情報」、「高等学校教諭・看護」、「高等学校教諭・福祉」、「高等学校教諭・水産（海洋資源）」、「高等学校教諭・水産（機関）」、「高等学校教諭・水産（情報通信）」及び「高等学校教諭・工業（デザイン）」の受験区分・教科について実施します。

4 受験資格と出願の手続き

(1) 受験資格

次のすべてに該当する人に限ります。

- ア 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しない人
- イ 昭和31年4月2日以降に生まれた人
- ウ 受験区分・教科に対応する普通免許状を現に所有している人、又は平成28年3月31日までに取得見込みの人。ただし、次の受験区分・教科について必要な要件は、以下のとおりとします。

受験区分	教科	必要な要件
高等学校教諭	地理歴史	受験区分・教科に対応する普通免許状を所有し、又は取得見込みであること。受験区分・教科に対応する普通免許状を所有していない場合又は取得見込みではない場合は、高等学校教諭・社会の普通免許状を所有していること。
	公民	
	工業 (デザイン)	高等学校教諭・工業若しくは高等学校教諭・デザインの普通免許状を所有し、又は取得見込みであること。
	情報	高等学校教諭・情報の普通免許状の他に、高等学校教諭の他教科の普通免許状を所有し、又は取得見込みであること。
	水産 (海洋資源)	高等学校教諭・水産の普通免許状を所有し、又は取得見込みであり、「海洋生物」、「資源増殖」又は「海洋環境」等の海洋資源に関する分野を履修又は専攻していること。 <u>出願時に単位修得証明書又は単位取得見込証明書を提出すること。</u>
	水産 (機関)	高等学校教諭・水産若しくは高等学校教諭・商船の普通免許状を所有し、又は取得見込みであり、「機関学」の分野を専攻していること。 <u>出願時に単位修得証明書又は単位取得見込証明書を提出すること。</u>
	水産 (情報通信)	高等学校教諭・水産の普通免許状を所有し、又は取得見込みであり、かつ、総合無線通信士2級以上又は陸上無線技術士2級以上の資格を所有又は取得見込みであること。 <u>出願時に該当する資格を証明する書類（免許証）の写し又は資格を取得見込みである事を証明する書類等の写しを提出すること。</u>
特別支援学校教諭	小学部	—
	中学・高等部	全教科

※実施する区分については、別紙「平成28年度 愛知県公立学校教員採用選考試験の採用予定人員等」で確認してください。

（注意）所定の要件を見込みで受験した人が、選考の結果、合格又は補欠となっても、その見込み要件を平成28年3月31日までに満たさなかった場合は、合格又は補欠の資格が失効します。

(2) 出願の手続き

ア 願書受付期間

平成27年5月7日（木）から平成27年5月20日（水）（当日消印有効・郵送に限る）まで

イ 願書の郵送先

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 郵便番号 460-8534

愛知県教育委員会事務局管理部教職員課

電話 (052) 954-6769・6770（ダイヤルイン）

ウ 出願の方法

- (ア) 出願は郵送に限ります。郵送は平成27年5月20日の消印のあるものまで有効です。（締め切り最終日の5月20日に郵送する場合は速達にしてください。）
- (イ) 角形2号の封筒に願書及び必要書類等を入れ、封筒の表の左隅に各自の受験区分・教科（科目）及び「受験願書在中」と朱書してください。

エ 出願に必要な書類等

- (ア) 所定の「平成 28 年度愛知県公立学校教員採用選考試験願書」(登録カード A 及び整理票を含む 2 枚) 及び選考の種類に応じて指示された書類。なお、**必要な書類は、ホームページよりダウンロードしてください。**<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kyosyokuin/>
- (イ) 52 円と 82 円の通常郵便切手(記念切手不可) 各 1 枚(前述(ア)の「整理票」に貼付してください。)
- (ウ) 同一の写真 3 枚(うち 2 枚は前述(ア)の願書(次紙)・整理票に貼付し、残りの 1 枚は手元に保管し、後日送付する受験票に貼付してください。)

オ 願書の記入等

- (ア) 願書の記入にあたっては、「願書記入上の注意・記入例」をよく読んでください。願書等に記入上の不備がある場合には受理できませんので注意してください。
- (イ) 願書提出後、記載事項に変更が生じた場合は、その変更事項を書面で、受験区分・教科(科目)・受験番号を記し、記名押印して教職員課まで届け出てください。(受験区分・教科(科目)の変更はできません。)
- (ウ) 願書に事実と異なる内容の記載があった場合は、合格又は補欠の決定を取り消すことがあります。

カ 受験票の送付

受験票(はがき大)は、6 月 5 日ごろ願書に記載された現住所あて送付します。

なお、6 月 18 日(木)までに受験票が到着しない場合は教職員課まで照会してください。

(3) 出願手続き及び提出書類等一覧

受験資格、出願資格を確認のうえ、下記の手続き及び書類等の提出をしてください。なお、詳細については 5 ページ以降の「5」～「19」で出願資格、出願手続き及び選考内容等を確認してください。

手続き・提出物 選考の種類		出願時 (「4」の(2)の手続きに加えて以下の手続きが必要です。)	2 次試験 2 日目
一般選考	高等学校 教諭・水産	(下記以外の一般選考の提出書類は、願書のみです。)	205 円分の 郵便切手
		①願書の受験区分記入欄の科目記入欄()内に「海洋資源」、「機関」、「情報通信」のいずれかを記入	
		(海洋資源) ②教員免許取得時に必要とした単位修得証明書又は単位取得見込証明書及び「海洋生物」、「資源増殖」又は「海洋環境」等の海洋資源に関する分野を履修又は専攻していることを証明する書類の提出	
		(機関) ②教員免許取得時に必要とした単位修得証明書又は単位取得見込証明書の提出	
昨年度の補欠者に対する 特別選考	(情報通信)	②必要な資格を所有又は取得見込みであることを証明する書類の提出	
		①願書の「受験種別」欄下の「必要事項」欄に昨年度の受験番号を記入	
障害者選考		①「障害者選考及び障害者大学推薦特別選考への出願者調査票」を提出	
障害者大学推薦特別選考		①「障害者選考及び障害者大学推薦特別選考への出願者調査票」を提出 ②「障害者大学推薦特別選考推薦書」(在学又は出身大学の学長又は学部長が作成し、厳封したもの。写しは不可とする。)	
大学推薦特別選考		①「大学推薦特別選考推薦書」(在学している大学の学長又は学部長が作成し、厳封したもの。写しは不可とする。)	
外国語(ポルトガル語、スペイン語、中国語)堪能者選考		①願書の「受験種別」欄下の「必要事項」欄に、ポルトガル語、スペイン語、中国語のうち堪能な外国語名を記入	
元教諭・講師経験者特別選考		①「元教諭・講師経験者特別選考推薦書」(現勤務校の所属長が作成し、厳封したもの。写しは不可とする。)	
介護理由退職者特別選考		①「介護理由退職者特別選考証明書」(退職時の勤務校の所属長が作成し、厳封したもの。写しは不可とする。)	

現職教諭特別選考	①任用期間及び現職であることを証明する書類の提出		205 円分の郵便切手
芸術（音楽・美術）・スポーツ特別選考	①「競技・表彰等の記録」欄に必要事項記入 ②「芸術（音楽・美術）・スポーツ特別選考申告書」及び実績を証明する書類の提出		
英語有資格者特別選考	①出願資格を満たすことを証明する書類の提出（主催団体から教育委員会への直接送付も可）		
社会人特別選考	①「社会人特別選考申告書」の提出 ②社会人としての任用期間及び常勤の職にあることを証明できる所定の「在職証明書」（官公庁は「履歴書の写し」等）の提出 ※「在職証明書」には、必ず代表者の印が必要		
青年海外協力隊派遣経験者	①は上記（社会人特別選考）に同じ	②派遣期間を証明する書類の提出	
看護師・看護教員経験者		②看護師免許証の写し及び看護師・看護教員としての任用期間を証明する書類等の提出	
介護福祉士・福祉教員経験者		②介護福祉士登録証の写し及び介護福祉士・福祉教員としての任用期間を証明する書類等の提出	
海技士資格所有者		②海技士免許証の写し及び海技士・海技士教員としての任用期間を証明する書類等の提出	
総合無線通信士等資格所有者		②総合無線通信士・陸上無線技術士の免許証の写し及び総合無線通信士・陸上無線技術士養成機関の教員としての任用期間を証明する書類等の提出	
教員経験者		②高等学校教諭美術又は高等学校教諭工芸の普通免許状の写し及び教員としての任用期間を証明する書類等の提出	
特別支援教育に関する特別選考	①特別支援学校教諭の領域が記された普通免許状の写し又は普通免許状取得見込証明書		
教職大学院修了見込者特別選考	①教職大学院修了見込証明書の提出 ②教職大学院成績証明書の提出 ③作文の提出（教職大学院で学んだことを教員としてどう生かすかについて、800 字以内で作文する。） ④「教職大学院修了見込者特別選考推薦書」（在学又は出身大学の学長又は学部長が作成し、厳封したもの。写しは不可とする。）		
大学院進学による採用辞退者に対する特別選考	①願書の「受験種別」欄下の「必要事項」欄に辞退年度及び受験番号を記入 ②大学院修了見込証明書の提出 ③受験した区分・教科の専修免許状の写し又は専修免許取得見込証明書		

※ 提出書類の返却はできません。

5 一般選考

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に同じ。

(2) 出願の手続き

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。

6 昨年度の補欠者に対する特別選考

(1) 出願資格

「平成 27 年度愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「補欠」であった人が、「平成 27 年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、次の手続きにより第 1 次試験を免除します。

(2) 出願の手続き

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。要件を満たすと認めた場合、「補欠者に対する特別選考」と記載した受験票の発送をもって通知します。(受験票は第 2 次試験受験に必要です。)

7 障害者選考

愛知県では、障害のある方の教員採用に積極的に取り組んでいます。

選考試験の実施にあたり、試験会場や試験の実施方法について、車椅子での移動や点字受験、手話通訳者の配置等、障害の種類や程度に応じた配慮をします。障害のあることが、選考において不利になることはありません。

(1) 募集人員

若干名

(2) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次のすべての要件を満たす人に限ります。

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級から 6 級までの人
- イ 自力により通勤ができ、かつ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な人

(3) 出願の手続き

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。

8 障害者大学推薦特別選考

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次のすべての要件を満たす人に限ります。

- ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級から 6 級までの人
- イ 自力により通勤ができ、かつ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な人
- ウ 教員免許状取得のための課程許可を受けている愛知県、岐阜県及び三重県内の大学（短期大学、大学院、教職大学院を含む。）を卒業見込みの人、大学院及び専攻科に在学している人、又は大学・大学院を卒業後 5 年以内かつ愛知県公立学校教員採用選考試験を受験したことのある人で、在学する又は卒業した大学の学長又は学部長の推薦が得られた人

(2) 推薦人数

各大学の推薦人数は、3 名までとします。なお、大学院、短期大学を設置する大学においては、大学院、大学、短期大学のそれぞれから各受験区分・教科につき 3 名までを推薦することができます。

(3) 出願の手続き

- ア 所定の「障害者大学推薦特別選考推薦書」の「受験者記入欄」に必要事項を記入の上、出願時に在学する又は卒業した大学の学長又は学部長に推薦書の作成を依頼してください。
- イ 「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。在学する又は卒業した大学の学長又は学部長が作成した推薦書（厳封）を同封してください。

(4) 選考結果

- ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第 1 次試験を免除します。さらに、障害の種類・程度に応じ、2 次試験の一部を変更し、又は免除します。選考の結果は「障害者大学推薦特別選考」と記載した受験票の発送をもって通知します。(受験票は第 2 次試験受験に必要です。)
- イ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けません。
- ウ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

9 大学推薦特別選考

「中学校教諭・数学」、「中学校教諭・理科」、「中学校教諭・技術」、「高等学校教諭・数学」、「高等学校

教諭・理科」、「高等学校教諭・工業」、「特別支援学校教諭・技術」及び「特別支援学校教諭・工業（機械）」の受験区分・教科について実施します。

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次のすべての要件を満たす人に限ります。

- ア 愛知県の教員として勤務することを第一志望とする人
- イ 受験区分・教科に対応する教員免許状取得のための課程許可を受けている大学（短期大学、大学院を含む）を卒業見込みの人で、在学する大学の学長又は学部長の推薦が得られた人

(2) 推薦人数

各大学の推薦人数は、各受験区分・教科につき1名とします。なお、大学院、短期大学を設置する大学においては、大学院、大学、短期大学のそれぞれから各受験区分・教科につき1名を推薦することができます。

(3) 出願の手続き

- ア 所定の「**大学推薦特別選考推薦書**」の「受験者記入欄」に必要事項を記入の上、出願時に在学する大学の学長又は学部長に推薦書の作成を依頼してください。
- イ 「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。在学する大学の学長又は学部長が作成した推薦書（厳封）を同封してください。

(4) 選考結果

- ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第1次試験を免除します。選考の結果は「**大学推薦特別選考**」と記載した受験票の発送をもって通知します。（受験票は第2次試験受験に必要です。）
- イ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けません。
- ウ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

10 外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語）堪能者選考

「小学校教諭」、「中学校教諭」及び「特別支援学校教諭」の受験区分について実施します。

第1次試験の口述試験に加えて、当該外国語による面接を行います。それ以外については、一般選考と同じです。この面接の結果は、成績に加味されます。

面接の結果が良好でなくても、選考において不利になることはありません。

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語）が堪能（児童生徒及び保護者とのコミュニケーションを図り、文化や生活習慣の違いを説明できる程度の語学力を有すること。）である人

(2) 出願の手続き

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。

11 元教諭・講師経験者特別選考

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次のア及びイをともに満たす人に限ります。

- ア 平成27年4月1日以降に、愛知県内の公立学校（名古屋市立学校を除く。）の職員（正規任用の教諭、養護教諭及び栄養教諭を除き、非常勤の職にある者を含む。）として勤務し、出願時に勤務する学校において所属長の推薦が得られた人

- イ 次の(ア)又は(イ)において、3年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

※ 次の(ア)の勤務実績と(イ)の勤務実績は合算することができます。

(ア) 元教諭としての勤務実績

平成27年3月31日までに、国立大学法人が設置する学校又は公立学校において正規任用の教諭、養護教諭及び栄養教諭としての勤務実績を有すること。

(イ) 講師経験者としての勤務実績

平成20年4月1日から平成27年3月31日までの7年間に、国立大学法人が設置する学校又は公立学校において講師（非常勤の職にある者を除く。）又は養護教諭及び栄養教諭（正規任用者及び非常勤の職にある者を除く。）としての勤務実績を有すること。

※ 勤務実績の算定方法について

元教諭又は講師（非常勤の職にある者を除く。）として1日以上勤務している月は、1か月として算定することができます。

(2) 出願の手続き

- ア 所定の「**元教諭・講師経験者特別選考推薦書**」の「受験者記入欄」に必要事項を記入の上、出願時

に勤務する愛知県内の公立学校（名古屋市立学校を除く。）の所属長に推薦書の作成を依頼してください。
 イ 「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。
出願時に願書に同封する推薦書は、所属長が作成し、厳封したものとしてください。

(3) 選考結果

ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第1次試験を免除します。選考の結果は「元教諭・講師経験者特別選考」と記載した受験票の発送をもって通知します。（受験票は第2次試験受験に必要です。）
 イ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けません。
 ウ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

12 介護理由退職者特別選考

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次のすべての要件を満たす人に限ります。
 ア 愛知県内の公立学校（名古屋市立学校を除く。）の正規任用教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）であった人が、平成24年3月31日以降に、介護を理由にして退職し、出願時に退職校の校長が作成した「介護理由退職者特別選考証明書」の提出ができる人（退職時と同一校種、同一教科での出願に限る。）
 ※「介護理由退職者特別選考証明書」の様式は、所属長を通じて、愛知県教育委員会教職員課に請求してください。
 イ 出願時に、退職日から3年以内の人

(2) 出願の手続き

ア 所定の「介護理由退職者特別選考証明書」の「受験者記入欄」に必要事項を記入の上、出願時に退職した愛知県内の公立学校（名古屋市立学校を除く。）の所属長に証明書の作成を依頼してください。
 イ 「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。
出願時に願書に同封する「介護理由退職者特別選考証明書」は、退職時に作成したものを基にして、出願時の所属長が作成したものとしてください。

(3) 選考結果

ア 上記に該当すると認めた人は、第2次試験の集団討議、個人面接及び小論文での選考とします。選考の結果は「介護理由退職者特別選考」と記載した受験票の発送をもって通知します。（受験票は第2次試験受験に必要です。）
 イ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。
 ※この介護理由退職者特別選考は、平成25年3月31日以降に、介護を理由に退職した人を対象としています。今後、介護を理由にして退職をする人は、所属長にこの制度の利用の有無についての報告をしてください。また、退職時に所属長に証明書の作成を依頼し、退職者の責任で保管してください。（退職時に作成した証明書は、出願の際に必要となります。）

13 現職教諭特別選考

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次の要件を満たす人に限ります。
 国立大学法人が設置する学校又は公立学校の正規任用の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職にあり、平成27年4月1日現在において、3年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

(2) 出願の手続き

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。
 出願時に提出する証明書類は、特別選考の出願資格を確認できる、任用の期間及び現職にあることなどがわかる在職期間証明書、職歴証明書又は履歴書の写し等を提出してください。

(3) 選考結果

ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第1次試験を免除します。選考の結果は「現職教諭特別選考」と記載した受験票の発送をもって通知します。（受験票は第2次試験受験に必要です。）
 イ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けません。
 ウ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

14 芸術（音楽・美術）・スポーツ特別選考

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、芸術（音楽・美術）の分野又はスポーツの分野において次の要件

を満たす人。なお、受験区分は問いません。

ア 芸術分野

音楽又は美術の分野において、次のいずれかに該当する人（小・中学校における実績は除く。）

- (ア) 平成 17 年 7 月以降に、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた人
- (イ) 平成 17 年 7 月以降に、全国レベルのコンクール、展覧会等で最優秀相当の成績を収めた人

イ スポーツ分野

スポーツの分野において、次のいずれかに該当する人

- (ア) 平成 17 年 7 月以降に、国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した人
国際規模の競技会等とは、オリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会及び原則としてオリンピック実施競技を統括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等
- (イ) 平成 17 年 7 月以降に、全国規模の競技会等において優勝した人（小・中学校における実績は除く。）
全国規模の競技会等とは、国民体育大会及び（公財）日本体育協会又は（公財）日本オリンピック委員会の加盟団体が主催する全日本選手権大会等

(2) 出願の手続き

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。

出願時には、所定の「芸術（音楽・美術）・スポーツ特別選考申告書」に実績を証明する書類（特別選考の出願資格を確認できる、賞状の写し、主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し等）を添付して提出してください。

(3) 選考結果

ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第 1 次試験を免除します。選考の結果は「芸術・スポーツ特別選考」と記載した受験票の発送をもって通知します。（受験票は第 2 次試験受験に必要です。）

イ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けません。

ウ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

15 英語有資格者特別選考

「中学校教諭・英語」、「高等学校教諭・英語」及び「特別支援学校教諭・英語」の受験区分・教科について実施します。

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次のいずれかの要件を満たす人

- ア TOEFL（国際教育交換協議会）において、PBT580 点以上又は iBT92 点以上（平成 25 年 7 月以降の得点に限る。）を取得した人
- イ TOEIC（(財)国際ビジネスコミュニケーション協会）において、860 点以上（平成 25 年 7 月以降の得点に限る。）を取得した人
- ウ 実用英語技能検定（(公財)日本英語検定協会）1 級を、平成 25 年 7 月以降に取得した人

(2) 出願の手続き

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。

出願資格を満たすことを証明する書類として、主催団体が発行する公式認定書又は合格証明書（いずれも原本に限る。）を添付してください。（主催団体からの直接送付も可。郵送先は 3 ページ記載の「(2)イ 願書の郵送先・受付場所」を参照してください。）

(3) 選考結果

ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第 2 次試験の実技試験を免除します。選考の結果は「英語有資格者特別選考」と記載した受験票の発送をもって通知します。

イ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けません。

ウ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

16 社会人特別選考

「小学校教諭」及び「中学校教諭」の受験区分並びに「高等学校教諭・数学」、「高等学校教諭・理科」、「高等学校教諭・工業」、「高等学校教諭・商業」、「高等学校教諭・情報」、「高等学校教諭・看護」、「高等学校教諭・福祉」、「高等学校教諭・水産（海洋資源）」、「高等学校教諭・水産（機関）」、「高等学校教諭・水産（情報通信）」及び「高等学校教諭・工業（デザイン）」の受験区分・教科について実施します。

(1) 出願資格

ア 「小学校教諭」及び「中学校教諭」の受験区分

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次の(ア)又は(イ)の要件を満たす人

- (ア) 昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育職を除く。）にあり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、常勤の職として同一の企業で連続して 5 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

※ 常勤の職として 1 日以上勤務している月は、1 か月として算定することができます。

- (イ) 昭和 50 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、青年海外協力隊として、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間に、2 年以上の派遣実績を有する人

イ 「高等学校教諭」の受験区分

次の(ア)から(ケ)に示す教科について、それぞれの要件を満たすことが必要です。なお、常勤の職として 1 日以上勤務している月は、1 か月として算定することができます。

- (ア) 「高等学校教諭・数学」、「高等学校教諭・理科」及び「高等学校教諭・工業」

「4」の「(1)受験資格」(ウを除く。)に加えて、次の要件を満たすことが必要です。

出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育職を除く。）にあり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、常勤の職として連続して 5 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

- (イ) 「高等学校教諭・商業」（日本商工会議所簿記検定 1 級等資格所有者）

「4」の「(1)受験資格」(ウを除く。)に加えて、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- a 出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育職を除く。）にあり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、常勤の職として連続して 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

- b 日本商工会議所簿記検定 1 級、全国経理教育協会簿記能力検定上級、公認会計士、又は税理士の資格を所有、若しくは税理士試験の財務諸表論又は簿記論の科目を合格していること。

- (ウ) 「高等学校教諭・情報」（基本情報技術者試験等資格所有者）

「4」の「(1)受験資格」(ウを除く。)に加えて、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- a 出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育職を除く。）にあり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、常勤の職として連続して 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

- b 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験において、基本情報技術者試験（F E）、応用情報技術者試験（A P）又は情報処理技術者試験要綱の試験区分に基づく高度試験のうち、いずれか 1 つ以上の資格を所有していること。

- c 高等学校教諭・情報以外の、高等学校教諭の他教科の普通免許状を所有し、又は取得見込みであること。

- (エ) 「高等学校教諭・看護」（看護師・看護教員経験者）

「4」の「(1)受験資格」(ウを除く。)に加えて、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- a 高等学校卒業以上の学歴があり、かつ、看護師免許を所有する人

- b 次の①又は②の勤務実績を有する人

- ① 出願時において、国公立又は民間病院等の医療機関の常勤の看護師（助産師、保健師を含む。）又は看護師養成機関（専攻科を設置する高等学校を含む。）の教員（看護科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤の職にある者を含む。）であり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、国公立又は民間病院等の医療機関において常勤の看護師（助産師、保健師を含む。）として通算 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

- ② 出願時において、国公立又は民間病院等の医療機関の常勤の看護師（助産師、保健師を含む。）又は看護師養成機関（専攻科を設置する高等学校を含む。）の教員（看護科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤の職にある者を含む。）であり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、国公立又は民間病院等の医療機関の常勤の看護師（助産師、保健師を含む。）として通算 1 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有し、かつ、看護師としての勤務実績と看護師養成機関（専攻科を設置する高等学校を含む。）の常勤の教員（看護科での勤務実績を有する実習助手を含む。）としての勤務実績を通算して 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）有する人

- (オ) 「高等学校教諭・福祉」（介護福祉士・福祉教員経験者）
「4」の「(1)受験資格」（ウを除く。）に加えて、次の要件をすべて満たすことが必要です。
a 高等学校卒業以上の学歴があり、かつ、介護福祉士の資格を有する人
b 出願時において、社会福祉施設の常勤の介護福祉士又は介護福祉士養成機関（福祉科を設置する高等学校を含む。）の教員（福祉科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤の職にある者を含む。）であり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、常勤の介護福祉士として通算 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人
- (カ) 「高等学校教諭・水産（海洋資源）」
「4」の「(1)受験資格」（ウを除く。）に加えて、次の要件をすべて満たすことが必要です。
a 高等学校卒業以上の学歴がある人
b 出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教育職を除く。）にあり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、常勤の職として連続して 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人
c 「海洋生物」、「資源増殖」又は「海洋環境」等の海洋資源に関する分野について、民間企業、官公庁等において主たる業務とした人、若しくは大学等において履修又は専攻した人
- (キ) 「高等学校教諭・水産（機関）」（海技士免許所有者）
「4」の「(1)受験資格」（ウを除く。）に加えて、次の要件をすべて満たすことが必要です。
a 高等学校卒業以上の学歴がある人
b 出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の海技士（機関）、あるいは海技士（機関）養成機関（水産科を設置する高等学校を含む。）の教員（講師及び実習助手を含む。）であり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、民間企業、官公庁等の常勤の海技士（機関）又は海技士（機関）養成機関（水産科を設置する高等学校を含む。）の常勤の教員（講師及び実習助手を含む。）として通算して 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人
c 3 級海技士（機関）以上の海技士免許状を有すること。
- (ク) 「高等学校教諭・水産（情報通信）」（総合無線通信士等資格所有者）
「4」の「(1)受験資格」（ウを除く。）に加えて、次の要件をすべて満たすことが必要です。
a 高等学校卒業以上の学歴がある人
b 出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の総合無線通信士又は陸上無線技術士、あるいは総合無線通信士又は陸上無線技術士養成機関（水産科を設置する高等学校を含む。）の教員（講師及び実習助手を含む。）であり、平成 27 年 4 月 1 日現在において、民間企業、官公庁等の常勤の総合無線通信士又は陸上無線技術士、あるいは総合無線通信士又は陸上無線技術士養成機関（水産科を設置する高等学校を含む。）の常勤の教員（講師及び実習助手を含む。）として通算して 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人
c 総合無線通信士 2 級以上、又は陸上無線技術士 2 級以上の資格を所有していること。
- (ケ) 「高等学校教諭・工業（デザイン）」（教員経験者対象）
「4」の「(1)受験資格」（ウを除く。）に加えて、次の要件をすべて満たすことが必要です。
a 高等学校教諭美術又は高等学校教諭工芸の普通免許状を所有する人
b 出願時において、学校の教員（実習助手及び非常勤の職にある者を含む。）であり、平成 27 年 4 月 1 日現在において通算して 3 年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

※ 特別免許状について

高等学校の受験区分の社会人特別選考においては、出願時点で受験区分・教科に対応する普通免許状を所有していなくても受験できますが、採用試験合格後、その教科の特別免許状の申請をし、取得することが必要です。

(2) 出願の手続き（出願には所定の申告書と証明書類が必要です。）

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。

出願時には、所定の「社会人特別選考申告書」に証明書類（特別選考の出願資格を確認できる、任用の期間及び常勤の職にあることを証明できる所定の「在職証明書」、または、官公庁については「履歴書の写し」等、日本商工会議所簿記検定 1 級等又は基本情報技術者試験等の資格を証明する書類の写し等、看護師免許証又は介護福祉士登録証の写し等、「海洋生物」、「資源増殖」又は「海洋環境」等の海洋資源に関する分野について、民間企業、官公庁等において主たる業務若しくは大学等において履修又は専攻したことを証明する書類の写し等、海技士又は総合無線通信士等の免許証の写し等、それぞれの受験区分で該当する資格を証明する書類の写し等）を添付して提出してください。

※「在職証明書」には、必ず代表者の印が必要です。

(3) 選考結果

- ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第1次試験においては、論文試験と口述試験を行います。
書類選考の結果は「**社会人特別選考**」と記載した受験票の発送をもって通知します。
- イ 第2次試験においては、受験区分・教科の試験を、一般選考と同様の内容で行います。
- ウ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けます。ただし、この場合、一般選考と同じ出願資格を有している必要があります。（「4」の「(1)受験資格」のウを含む。）
- エ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

17 特別支援教育に関する特別選考

「小学校教諭」、「中学校教諭」及び「特別支援学校教諭」の受験区分・教科について実施します。なお、「小学校教諭」及び「中学校教諭」の受験区分で合格した人については、初年度は特別支援学級の担当にはなりません。

(1) 出願資格

- ア 「小学校教諭」及び「中学校教諭」の受験区分
「4」の「(1)受験資格」に加えて、次の要件を満たす人
(ア) 小中学校の特別支援教育担当を強く希望する人
(イ) 「盲学校教諭免許」「聾学校教諭免許」「養護学校教諭免許」について、いずれかを現に所有している人、又は、特別支援学校教諭免許について、「視覚障害者」「聴覚障害者」「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の領域のうち1領域以上が記された普通免許状を現に所有している人、又は平成28年3月31日までに取得見込みの人
- イ 「特別支援学校教諭」の受験区分
「4」の「(1)受験資格」に加えて、次の要件を満たす人
(ア) 「盲学校教諭免許」「聾学校教諭免許」「養護学校教諭免許」について、そのうち2種類以上を現に所有している人、又は、特別支援学校教諭免許について、「視覚障害者」「聴覚障害者」「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の領域のうち2領域以上が記された普通免許状を現に所有している人、又は平成28年3月31日までに取得見込みの人。
なお、「盲学校教諭免許」「聾学校教諭免許」「養護学校教諭免許」について、そのうち1種類を現に所有し、かつ、特別支援学校教諭免許について、「視覚障害者」「聴覚障害者」「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の領域のうち1領域以上が記された普通免許状を現に所有している人、又は平成28年3月31日までに取得見込みの人も対象となります。

(2) 出願の手続き（出願には所定の申告書と証明書類が必要です。）

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。

(3) 選考結果

- ア 書類選考の結果、相当と認めた人のうち、「小学校教諭」及び「中学校教諭」の受験区分へ出願した人は、第1次試験の成績に加味します。また、「特別支援学校教諭」の受験区分へ出願した人は第1次試験においては、論文試験と口述試験を行います。書類選考の結果は「**特別支援教育特別選考**」と記載した受験票の発送をもって通知します。
- イ 第2次試験においては、受験区分・教科の試験を、一般選考と同様の内容で行います。
- ウ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けます。
- エ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

18 教職大学院修了見込者特別選考**(1) 出願資格**

- 「4」の「(1)受験資格」に加えて、次の要件を満たす人に限ります。
- ア 現在、教職大学院に在籍し、平成28年3月31日までに修了見込みの人
- イ 愛知県の教員として勤務することを第一志望とする人

(2) 出願の手続き

- ア 所定の「**教職大学院修了見込者特別選考推薦書**」の〔受験者記入欄〕に必要事項を記入の上、出願時に在学する大学の学長又は学部長に推薦書の作成を依頼してください。
- イ 「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。在学する大学の学長又は学部長が作成した推薦書（厳封）を同封してください。

教職大学院で学んだことを教員としてどう生かすかについての 800 字以内の作文を同封してください。

(3) 選考結果

- ア 書類選考の結果、相当と認めた人は、第 1 次試験を免除します。選考の結果は「**教職大学院修了見込者特別選考**」と記載した受験票の発送をもって通知します。(受験票は第 2 次試験受験に必要です。)
- イ この特別選考に出願しても、出願資格を満たさなかった人は、一般選考の受験者として受け付けません。
- ウ 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

19 大学院進学による採用辞退者に対する特別選考

(1) 出願資格

「4」の「(1)受験資格」に加えて、次のア又はイ又はウの要件を満たすことが必要です。

- ア 「平成 25 年度(24 年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成 25 年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第 2 次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とします。

- ① 平成 28 年 3 月 31 日までに大学院修士課程を修了見込みであること。
- ② 平成 28 年 4 月 1 日までに、平成 25 年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。

- イ 「平成 26 年度(25 年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学又は在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成 26 年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第 2 次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とします。

- ① 平成 28 年 3 月 31 日までに大学院修士課程を修了見込みであること。
- ② 平成 28 年 4 月 1 日までに、平成 26 年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。

- ウ 「平成 27 年度(26 年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成 27 年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第 2 次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とします。

- ① 平成 28 年 3 月 31 日までに大学院修士課程を修了又は修了見込みであること。
- ② 平成 28 年 4 月 1 日までに、平成 27 年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。

(2) 出願の手続き

「4」の「(2)出願の手続き」及び「(3)出願手続き及び提出書類等一覧」に従って出願してください。

(3) 選考結果

要件を満たすと認めた場合、「**大学院進学による採用辞退者に対する特別選考**」と記載した受験票の発送をもって通知します。(受験票は第 2 次試験に必要です。)

※ 今年度の受験者については、19 ページの「**大学院進学による採用辞退者への措置**」をご覧ください。

20 採用予定人員等

別紙「平成 28 年度 愛知県公立学校教員採用選考試験の採用予定人員等」を参照してください。

21 選考試験の期日、実施内容等

【1】 第 1 次試験

(1) 日程

平成 27 年 7 月 18 日(土) (面接時間に遅れた場合は面接を受けることはできません。)

8:50 9:10 9:40 10:40 11:05 12:05 12:10 13:00～

受 付	諸 連 絡	教職・教養	休 憩	教科専門 I	面接の注意	昼 食	面 接
-----	-------	-------	-----	--------	-------	-----	-----

(社会人特別選考及び特別支援教育に関する特別選考(特別支援学校教諭)受験者の日程)

8:50 9:10 9:40 11:40 11:45 13:00～

受 付	諸 連 絡	論 文 試 験	面接の注意	昼 食	面 接
-----	-------	---------	-------	-----	-----

(2) 内 容

試 験	内 容
筆記試験 教職・教養 教科専門 I	教職に関する基本的知識及び一般教養 教科に関する基本的知識 (社会人特別選考及び特別支援教育に関する特別選考(特別支援学校教諭)は、論文 試験)
口述試験 集団面接	(外国語堪能者選考は、当該外国語による面接を加えて行う。)

(3) 試験会場 (受験票に記載し通知します。)

試 験 会 場 所 在 地	交 通 機 関
愛知県立旭丘高等学校 名古屋市東区出来町三丁目6の15	○J R 中央線大曽根駅南口下車南 800m ○地下鉄名城線大曽根駅下車南 900m
愛知県立千種高等学校 名古屋市名東区社台2の206	○地下鉄東山線一社駅下車北東 500m
愛知県立愛知商業高等学校 名古屋市東区徳川1の12の1	○名古屋駅から市バス幹名駅1系統(上飯田行)で東区役所下車 50m ○地下鉄桜通線車道駅下車北西 830m
愛知県立瑞陵高等学校 名古屋市瑞穂区北原町2の1	○地下鉄桜通線瑞穂区役所駅下車西 300m
愛知県立名古屋西高等学校 名古屋市西区天神山町4の7	○名古屋駅から市バス名駅15系統(浄心町行、黒川行、西部医療セン ター又は砂田橋行)で天神山下車西 300m ○地下鉄鶴舞線浄心駅下車西 800m
愛知県立昭和高等学校 名古屋市瑞穂区玉水町1の18	○地下鉄名城線瑞穂運動場東駅下車南東 1,200m
愛知県立中村高等学校 名古屋市中村区菊水町1の2の18	○名古屋駅から市バス名駅25系統(名古屋駅行)で豊公橋下車すぐ ○地下鉄東山線本陣駅から市バス名駅25系統左回り(名古屋駅行)で豊 公橋下車すぐ
愛知県立鳴海高等学校 名古屋市緑区左京山 801	○名鉄本線左京山駅下車南東 500m
愛知県立天白高等学校 名古屋市天白区植田東1の601	○地下鉄鶴舞線植田駅・原駅下車北 1,200m
愛知県立中川商業高等学校 名古屋市中川区野田3の280	○近鉄名古屋線八田駅下車西 1,800m ○地下鉄東山線八田駅下車西 1,800m ○J R 関西本線八田駅下車西 1,800m
愛知県立刈谷北高等学校 刈谷市寺横町1の67	○J R 東海道本線刈谷駅下車西 1,800m ○名鉄三河線刈谷市駅下車北 800m ○J R 東海道本線逢妻駅下車東南 1,500m
愛知県立東海南高等学校 東海市加木屋町社山 55	○名鉄河和線南加木屋駅下車西 700m
愛知県立一宮興道高等学校 一宮市大和町於保12の1の1	○名鉄本線島氏永駅下車西 700m

※ 会場校への問い合わせは、ご遠慮ください。 ※ 各会場の敷地内は全面禁煙です。

※ 交通機関問い合わせ先

- 市バス・地下鉄テレホンサービスセンター 052-522-0111 (8:00～19:00)
- J R 東海テレホンサービスセンター 050-3772-3910 (6:00～24:00)
- 名鉄お客さまセンター 052-582-5151 (8:00～19:00 (土日は18:00))
- 近鉄旅行案内テレフォンセンター 052-561-1604 (8:00～21:00)

※ 台風などの非常時における試験実施については、下記の通りインターネットの愛知県教育委員会ホームページに掲載します。

○問い合わせ可能時間 試験前日午後7時から

○ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kyosyokuin/>



(4) 持参品

ア 受験票（願書にのりづけしたものと同一写真を貼ったもの）、筆記用具（HBの鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック製消しゴム）、上履き、下足入れ用のビニール袋
なお、受験場には時計を設置しません。

イ 次に掲げる受験区分・教科の受験者は右欄に示す物を用意してください。

受験区分	教科	持 参 す る 物
高等学校教諭	商 業	そろばん又は電子卓上計算機（計算機能のみのものに限る。）

(5) 実技試験の登録について

音楽及び保健体育を受験する人は、第1次試験当日に第2次試験で実施する実技試験の受験種目等を登録する必要があります。以下の内容に従い登録できるようにしておいてください。

ア 音楽実技試験について

第2次試験で専攻実技と共通課題の2種目を実施します。それぞれの試験について、演奏時に楽譜を1部提出してください。演奏終了時に返却します。

(ア) 専攻実技試験について

a 受験専攻種目を下記の3つから選び、第1次試験当日に演奏曲目とともに登録すること。

A（ピアノ） B（声楽） C（AとB以外）

- ① C種目については受験楽器名も明記すること。
- ② コントラバス、マリンバの当日借用希望、大型楽器の搬入予定は登録時に明記すること。
- ③ 登録内容については一切の変更を認めない。

b 受験曲について

- ① 演奏時間が5分以上になるように曲を準備し、暗譜演奏とする。演奏時間が長いものについては、演奏箇所の指定を行う場合がある。（複数曲でも可）
- ② B及びC種目で伴奏の必要な曲目は、必ず伴奏者を同伴すること。
※ 伴奏者は実技試験開始までに集合のこと。
※ 演奏用の靴は適宜使用してよい。

(イ) 共通課題について

合唱曲の弾き歌い 課題曲 「ひとつの朝」平吉毅州作曲・編曲 混声3部合唱 B dur

- ・混声3部に編曲された楽譜を使用すること。
- ・ピアノ伴奏を弾きながら歌詞をつけて歌うこと。
ただし、同一パート内で2パートに分かれる場合は、上の旋律を歌うこと。
- ・歌うパートは当日に指定する。

イ 保健体育実技試験について

第2次試験の中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭（中学・高等部）の保健体育実技試験の種目は次のとおりです。種目の選択については、第1次試験当日に登録してください。

※（必）は、全員実施します。（選）は、選択者のみ実施します。

（必）器械運動（マット運動）

（必）陸上競技（ハードル走）

（必）水 泳（クロール・平泳ぎ）

（選）球 技（①バスケットボール、②バレーボール、③サッカー、④ハンドボール）

（選）武道・ダンス（⑤柔道、⑥剣道、⑦ダンス）

※ 球技については、①・②から1種目選択、③・④から1種目選択とし計2種目を実施します。

※ 武道・ダンスについては、⑤・⑥・⑦から1種目選択する。

※ 雨天時の種目については、当日指示します。

ウ その他の教科の実技試験について

次の教科については、第2次試験において以下の内容で実技試験を実施しますが、事前の登録をする必要はありません。

(ア) 高等学校・美術（旭丘高校志望者※）・・・塑像

上記以外の美術・・・デッサン

※高等学校・美術は、旭丘高校とその他の高等学校に分けて募集します。旭丘高校には、彫刻を配置します。なお、旭丘高校志望者であっても、その他の高等学校へ配置する可能性があります。

- (イ) 英語・・・「Talk on Various Topics」, 「Questions & Answers」及び「Short Speech」
- (ロ) 工業（デザイン）・・・アイデアスケッチ及び想定デッサン
- (エ) 農業・・・農業鑑定

(6) 第1次試験の結果通知（第1次試験合格者については、第2次試験を実施します。）

受験者には、第1次試験の結果を平成27年8月7日付で郵送により通知します。なお、掲示による可否の発表はしませんが、8月13日（木）までに通知書が到着しない場合は、教職員課まで照会してください。

【2】 第2次試験

(1) 第2次試験1日目

ア 日 程

平成27年8月18日（火）（第2次試験1日目の欠席者は2日目の受験はできません。）

8:30 8:50 9:05 10:00 10:20 11:20 11:40 12:40 13:30～

受付	諸注意	クレペリン 検 査	休憩	教科専門Ⅱ	休憩	小論文	昼食	実技試験
----	-----	--------------	----	-------	----	-----	----	------

イ 内 容

試 験	内 容												
筆記試験 教科専門Ⅱ	教科（科目）に関する専門的知識 ①小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭受験者は、国語、社会、数学、理科、英語は必須とし、音楽、美術、保健体育、家庭のうち1教科を選択する。 ②次の教科受験者は教科全分野にわたる必須問題の他に次に掲げる選択分野から受験時に一つ選択する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>教 科</th><th>選 択 分 野</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理歴史</td><td>「日本史」「世界史」「地理」</td></tr> <tr> <td>公 民</td><td>「倫理」「政治・経済」</td></tr> <tr> <td>理 科</td><td>「物理」「化学」「生物」「地学」</td></tr> <tr> <td>農 業</td><td>「作物・野菜」「草花」「果樹」「畜産」「食品化学」「林業」 「造園」「農業土木」「農業機械」</td></tr> <tr> <td>水 産</td><td>「航海・運用・法規」「機関」「情報通信」「海洋資源」 「水産食品」</td></tr> </tbody> </table>	教 科	選 択 分 野	地理歴史	「日本史」「世界史」「地理」	公 民	「倫理」「政治・経済」	理 科	「物理」「化学」「生物」「地学」	農 業	「作物・野菜」「草花」「果樹」「畜産」「食品化学」「林業」 「造園」「農業土木」「農業機械」	水 産	「航海・運用・法規」「機関」「情報通信」「海洋資源」 「水産食品」
教 科	選 択 分 野												
地理歴史	「日本史」「世界史」「地理」												
公 民	「倫理」「政治・経済」												
理 科	「物理」「化学」「生物」「地学」												
農 業	「作物・野菜」「草花」「果樹」「畜産」「食品化学」「林業」 「造園」「農業土木」「農業機械」												
水 産	「航海・運用・法規」「機関」「情報通信」「海洋資源」 「水産食品」												
小論文・クレペリン検査・実技試験等	実技試験は、次の教科（科目）について実施する。 ・音楽、美術、保健体育、英語、工業（デザイン）、農業												

ウ 試験会場

第1次試験結果通知書に記載し通知します。

試 験 会 場 所 在 地	交 通 機 関
一宮市立中部中学校 一宮市八幡4の1の111	○JR 東海道本線尾張一宮駅下車北西 1,300m ○名鉄本線一宮駅下車北西 1,300m
江南市立古知野中学校 江南市高屋町遠場 148	○名鉄犬山線江南駅下車北東 870m
清須市立西枇杷島中学校 清須市西枇杷島町七畝割 3の1	○JR 東海道本線枇杷島駅下車北西 200m ○名鉄本線二ツ杵駅下車北 500m
春日井市立中部中学校 春日井市王子町 4	○JR 中央線勝川駅下車東 1,500m ○名鉄バス春日井線春日井高校前下車南 800m

蟹江町立蟹江中学校 海部郡蟹江町宝 3 の 20	○近鉄名古屋線蟹江駅下車東南 300m
武豊町立武豊中学校 知多郡武豊町中根 4 の 5	○名鉄河和線知多武豊駅下車北西 500m ○JR 武豊線武豊駅下車西 1,000m
岡崎市立甲山中学校 岡崎市中町北野東 20 の 1	○名鉄本線東岡崎駅下車市民病院行バス徳王神社前下車東 600m
安城市立安城北中学校 安城市新田町小山西 18	○JR 東海道本線安城駅下車北 1,000m ○名鉄バス(新安城駅－安城駅)総合運動公園下車南 50m
幸田町立幸田中学校 額田郡幸田町菱池黒方 19	○JR 東海道本線幸田駅下車北東 1,500m
豊田市立朝日丘中学校 豊田市朝日ヶ丘 5 の 34	○愛知環状鉄道上挙母駅下車北西 1,200m ○名鉄バス豊田西高前下車南東 500m ○名鉄三河線上挙母駅下車北西 1,500m ○名鉄豊田線豊田市駅下車西南 1,500m
蒲郡市立蒲郡中学校 蒲郡市新井町 13 の 18	○JR 東海道本線蒲郡駅下車北東 1,800m ○名鉄蒲郡線蒲郡駅下車北東 1,800m
豊橋市立羽田中学校 豊橋市西羽田町 43 の 1	○豊橋鉄道バス牟呂循環線築地橋下車南 150m ○JR 東海道本線豊橋駅下車西 1,400m ○名鉄本線豊橋駅下車西 1,400m
愛知県立明和高等学校 名古屋市東区白壁 2 の 32 の 6	○地下鉄名城線市役所駅下車東 500m ○名鉄瀬戸線東大手駅下車東すぐ
愛知県立松蔭高等学校 名古屋市中村区烏森町 2 の 2	○近鉄名古屋線烏森駅下車北西 500m ○地下鉄東山線岩塚駅下車南東 1,000m
愛知県立一宮高等学校 一宮市北園通 6 の 9	○JR 東海道本線尾張一宮駅下車東 1,500m ○名鉄本線名鉄一宮駅下車東 1,500m ○名鉄バス「一宮高校前」下車すぐ
愛知県立半田高等学校 半田市出口町 1 の 30	○名鉄河和線住吉町駅下車西 600m
愛知県立名古屋南高等学校 名古屋市南区東又兵ヱ町 5 の 1 の 11	○JR 東海道本線笠寺駅下車西 400m ○名鉄本線本笠寺駅下車西 1,100m ○名鉄常滑線大江駅下車東 700m
愛知県立知立東高等学校 知立市長篠町大山 18 の 6	○名鉄本線知立駅下車東南 1,700m ○名鉄本線牛田駅下車西南 1,100m
愛知県立豊田高等学校 豊田市伊保町三本松 1	○名鉄豊田線上豊田駅下車北 700m
愛知県立尾北高等学校 江南市北山町西 4	○名鉄犬山線布袋駅下車北東 300m
愛知県立国府高等学校 豊川市国府町下坊入 10 の 1	○名鉄本線国府駅下車南 800m
愛知県立旭野高等学校 尾張旭市印場町 3 の 4 の 1	○名鉄瀬戸線旭前駅下車南西 400m ○地下鉄東山線藤が丘駅から市バス藤丘 12 系統(東谷山フルーツパーク行)で印場下車東 300m

※ 会場校への問い合わせは、ご遠慮ください。 ※ 各会場の敷地内は全面禁煙です。

エ 持参品

- ① 受験票、第 1 次試験結果通知書、筆記用具(クレペリン検査を行うので、HB の鉛筆 2 ～ 3 本を用意しておく。)、上履き、下足入れ用のビニール袋
なお、受験場には時計を設置しません。また、次の受験区分・教科(科目)については、この他に持参する物があります。
- ② 次に掲げる教科(科目)の受験者は右欄に示す物を用意してください。

教科（科目）・選考試験		持 参 す る 物
保健体育	実技試験	ア 実技試験に適した服装 イ 体育館シューズ及び屋外用シューズ（スパイク不可） ウ 水泳着及び水泳帽 エ 柔道選択者は柔道着（女性はインナーにTシャツを着用する。）、剣道選択者は竹刀及び防具一式 オ 縦 15cm×横 25cm の白地の布に、受験番号を黒色（字幅 1cm）で記入したゼッケンを衣服の前後に縫いつける。 柔道選択者は、柔道着の背の部分にゼッケンを縫いつける。 カ 実施種目に必要な用具や衣類等を持ち運ぶためのバッグ キ 健康保険証（写しも可）
音 楽	教科専門Ⅱ	ア 直線定規（15 センチメートル程度） イ 2 B 程度の鉛筆（楽譜作成用）
	実技試験	ウ 音楽実技試験に使用する楽器のうち、ピアノ、コントラバス、マリリンバ以外の楽器 エ 専攻実技で演奏する楽譜 1 部（提出用） ※演奏は暗譜 オ 共通課題で演奏する楽譜 2 部（提出用と演奏用） カ 必要があれば演奏で使用する靴
美 術	実技試験	ア デッサン 鉛筆デッサン用具一式 イ 塑像（※） (ア) 持参品 a 鉛筆デッサン用具一式 b 定規（30 センチメートル程度） c エプロン等、実技試験に適した服装 (イ) 提出物 ポートフォリオ（下記の条件に従って作成） a 自ら作成した立体作品の写真又はカラーコピーを A 4 用紙 10 枚以内で、クリアファイルにまとめたもの。 b 作品点数、作品写真のまとめ方は自由 c それぞれの作品には、題名、制作年、サイズ、素材を記入する。 d 氏名は記入しない。 ※高等学校・美術は、塑像を選択することが可能です。なお、塑像選択者については、愛知県立旭丘高等学校の美術科に配置を予定しています。
技 術	教科専門Ⅱ	直線定規（15 センチメートル程度）
商 業	教科専門Ⅱ	そろばん又は電子卓上計算機（計算機能のみのものに限る。）
工 業 （デザイン以外）	教科専門Ⅱ	ア 関数電卓（プログラム機能を有しないものに限る。） イ 直線定規（15 センチメートル程度）
工 業 （デザイン）	実技試験	ア 鉛筆デッサン用具一式 イ 色鉛筆（各自で選んだ 12 色）

(2) 第 2 次試験 2 日目**ア 日 程**

平成 27 年 8 月 19 日（水）

（受付時間は第 1 次試験結果通知書に記載します。また、日程は第 2 次試験 2 日目の受付時にお知らせします。）

イ 内 容

口述試験【集団討議及び個人面接（個人面接には、3 分程度の場面指導を含みます。）】

ウ 試験会場

16～17 ページに記載した試験会場の中から、第 1 次試験結果通知書に記載し通知します。

エ 持参品

受験票、第1次試験結果通知書、筆記用具、上履き、下足入れ用のビニール袋、205 円分の切手
なお、受験場には時計を設置しません。

オ 提出書類

4～5 ページに記載した「4」の「(3) 出願手続き及び提出書類等一覧」に従って提出してください。

(3) 第2次試験の結果通知及び採用

第2次試験の結果を平成 27 年 10 月 1 日（木）付で郵送により通知します。

ア 健康検査書の提出

合格者及び補欠者には、結果通知書発送時に、所定の健康検査書を送付しますので、指定された期日までに提出してください。

イ 合格者

平成 28 年 4 月 1 日付で採用します。

ウ 補欠者

受験区分・教科（科目）ごとの新規採用教員の欠員状況に応じて、平成 28 年 4 月 1 日以降順次採用します。

なお、平成 29 年 3 月 31 日までに採用されないときは失効となります。

また、補欠者への措置として、平成 29 年度愛知県公立学校教員採用選考試験において「昨年度の補欠者に対する特別選考」の出願資格を有する者としします。

※ 小学校教諭及び中学校教諭の採用者については、一定期間を経過した後に小学校及び中学校の校種間で異動することがあります。

(4) 大学院進学による採用辞退者への措置

選考結果が「合格」であった人で、受験した区分・教科の専修免許状を取得できる大学院（教職大学院を含む。）に進学又は在学を理由として辞退書を提出し、平成 28 年度の採用を辞退した人が、下の表に示す「愛知県公立学校教員採用選考試験」に同一の受験区分・教科で出願する場合は、「大学院進学による採用辞退者に対する特別選考」の資格を有する者としします。修業年限は各大学院の所定の期間（最大 3 年）とし、それを越えて在学している場合は、資格を失うものとしします。

※ 平成 28 年度愛知県公立学校教員採用選考試験において「大学院進学による採用辞退者に対する措置」で「大学院進学による採用辞退者に対する特別選考」の出願資格を有する者については、下の表に示す該当年度の採用選考試験は、**第2次試験の口述試験（集団討議及び個人面接）での選考**としします。

大学院 進学者	① 平成 30 年度愛知県公立学校教員採用選考試験（平成 29 年実施）への出願〔修業年限が 2 年の場合〕
	② 平成 31 年度愛知県公立学校教員採用選考試験（平成 30 年実施）への出願〔修業年限が 3 年の場合〕
大学院 在学者	① 平成 29 年度愛知県公立学校教員採用選考試験（平成 28 年実施）への出願〔修業年限が 2 年で大学院 1 年生〕 〔修業年限が 3 年で大学院 2 年生〕
	② 平成 30 年度愛知県公立学校教員採用選考試験（平成 29 年実施）への出願〔修業年限が 3 年で大学院 1 年生〕

※ 大学院の学年は平成 28 年度愛知県公立学校教員採用選考試験（平成 27 年実施）出願時の学年としします。

※ 選考結果が「補欠」であった人は、「大学院進学による採用辞退者への措置」の資格を有しません。

22 選考の方法等

愛知県公立学校の教員の採用にあたっては、次の各選考試験の結果を選考資料とし、人物重視の観点に基づいて、総合的に評価を行います。

(1) 第1次試験

ア 「教職・教養」及び「教科専門Ⅰ」

全区分・教科とも各 60 分 100 点満点で実施する。

イ 「口述試験」

教員としての適性を、態度、人柄、活力等の観点から、5 段階で評価する。

ウ 社会人特別選考の「論文試験」

次に示す観点に基づき、3 段階で評価する。

口述試験の評価	
A	特に適性が高い
B	比較的適性が高い
C	普通
D	やや適性が低い
E	適性が低い

- ① 社会人としての経験と専門性を身につけているか。
- ② 教育に対する見識を持ち、現実に対する認識は適切であるか。
- ③ 教育に対する意欲は十分であるか。
- ④ 出題の意図を的確にとらえ、論旨が一貫しているか。
- ⑤ 文章表記は的確であるか。

論文試験の評価	
A	優秀
B	普通
C	不十分

エ 外国語堪能者選考の当該外国語による「面接」

当該外国語の運用能力を
3段階で評価する。

外国語堪能者選考の当該外国語による「面接」の評価	
A	当該外国語の運用能力に優れている。
B	ある程度の当該外国語の運用能力を有している。
C	当該外国語の運用能力は不十分である。

(2) 第2次試験

ア 「教科専門Ⅱ」

全区分・教科とも各60分100点満点で実施する。

イ 「実技試験」

次の教科について、下の表のとおり実施する。

なお、保健体育の(※)については、必須及び選択の合計5種目を実施する。

教科	音楽	美術		保健体育	英語	工業 (デザイン)	農業
		デッサン	塑像				
満点	100点	100点	100点	100点	50点	100点	40点
時間	15分程度	120分	180分	※	10分程度	120分	10分

(実施区分については、別紙「平成28年度 愛知県公立学校教員採用選考試験の採用予定人員等」で確認してください。)

ウ 「小論文」

次に示す観点に基づき、5段階で評価する。

- ① 教育に対する見識を持ち、現実に対する認識は適切であるか。
- ② 教育に対する意欲は十分であるか。
- ③ 教師として現実に立脚した展望を持っているか。
- ④ 出題の意図を的確にとらえ、論旨が一貫しているか。
- ⑤ 文章表記は適切であるか。

小論文の評価	
A	特に優秀
B	優秀
C	普通
D	やや不十分
E	不十分

エ 「集団討議」

教員としての適格性を、コミュニケーション能力、教育への情熱や使命感、児童生徒への愛情や興味・関心等の観点から、3段階で評価する。

集団討議の評価	
A	適格性が高い
B	普通
C	適格性が低い

オ 「個人面接」

積極性、表現力、責任感、協調性、適応性、社会性等の観点に基づき、5段階で評価する。

個人面接の評価	
A	特に優秀
B	優秀
C	普通
D	やや不十分
E	不十分

23 選考試験結果の情報提供

(1) 選考試験合格者のホームページ掲載

第1次試験の合格者、第2次試験の合格者及び補欠者の受験番号を、下記のとおりインターネットの愛知県教育委員会ホームページに掲載します。

愛知県教育委員会教職員課

検索

ア ホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kyosyokuin/saiyou/goukakusya/>

イ 期間

第1次試験 8月10日(月) 午前10時から9月9日(水) 午前10時まで

第2次試験 10月2日(金) 午前10時から11月4日(水) 午前10時まで

(2) 受験者への選考結果の情報提供について

試験の結果を下記のとおり結果通知書に掲載します。

試験	対象者	提供する情報
第1次試験	一般選考受験者 (障害者選考による受験者を含む。) 英語有資格者特別選考受験者	①筆記試験(「教職・教養」及び「教科専門Ⅰ」)の得点 ②筆記試験の評定 ③口述試験の評定 〔②、③については、第1次試験受験者の中で、上位よりAからEの5段階〕
	社会人特別選考受験者 特別支援教育に関する特別選考受験者	上記③に加えて ④論文試験の評定 〔それぞれの特別選考受験者の中で、上位よりAからCの3段階〕
	外国語(ポルトガル語、スペイン語、中国語)堪能者選考受験者	上記①～③に加えて ⑤当該外国語による「面接」の評定 〔外国語堪能者選考受験者の中で、上位よりAからCの3段階〕
第2次試験	第2次試験受験者	①教科専門Ⅱの得点 ②実技試験の得点 ③教科専門Ⅱ(実技を含む。)の評定 ④小論文の評定 ⑤口述試験(集団討議+個人面接)の評定 ⑥クレベリン検査 〔③～⑥については、第2次試験受験者の中で上位よりAからEの5段階〕

24 勤務条件

(1) 給与等(平成27年4月1日現在)

ア 初任給

区 分	給料月額	地域手当等	計
小・中・高等学校教諭(大卒)	202,600 円	28,613 円	231,213 円
小・中・高等学校教諭(短大卒)	180,100 円	25,424 円	205,524 円
特別支援学校教諭(大卒)	202,600 円	38,505 円	241,105 円
特別支援学校教諭(短大卒)	180,100 円	34,217 円	214,317 円

(注) 地域手当等：地域手当、教職調整額、給料の調整額、義務教育等教員特別手当の計

イ 前歴加算

高等学校卒業以降に有用な経験がある場合の初任給は、一定の基準により加算されます。

ウ 各種手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などが条例に基づき支給されます。

また、へき地学校、定時制高等学校に勤務する者及び農業・工業高等学校等に勤務し、実習教科を担当する者には、その職務に係る手当について条例に基づき別途支給されます。

(2) 勤務時間等

ア 勤務時間

1週間について38時間45分

イ 休日等

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

ウ 休暇等

年次休暇(4月1日採用の場合、年20日)、療養休暇、特別休暇(出産休暇、生理休暇、忌引休暇、結婚休暇等)、介護休暇等

愛知県公立学校教員採用選考試験コード表

1 受験種別コード

コード	受 験 種 別
10	一般選考
20	補欠者に対する特別選考
21	(英語有資格者特別選考と併願)
26	障害者大学推薦特別選考
27	大学推薦特別選考
28	教職大学院修了見込者特別選考
30	外国語堪能者選考
31	(英語有資格者特別選考と併願)
40	元教諭・講師経験者特別選考
41	(英語有資格者特別選考と併願)
42	介護理由退職者特別選考
50	現職教諭特別選考
51	(英語有資格者特別選考と併願)
60	社会人特別選考
61	(英語有資格者特別選考と併願)
62	(外国語堪能者選考と併願)
63	(英語有資格者特別選考及び外国語堪能者選考と併願)
65	特別支援教育に関する特別選考
66	(英語有資格者特別選考と併願)
67	(外国語堪能者選考と併願)
70	芸術・スポーツ特別選考
71	(英語有資格者特別選考と併願)
80	英語有資格者特別選考
90	大学院進学による採用辞退者に対する特別選考

2 受験区分・教科(科目)コード

コード	受験区分	コード	教科 (科目)
01	小学校教諭	000	***
		010	国 語
		020	社 会
		030	数 学
		040	理 科
		050	音 楽
		060	美 術
		080	保健体育
		090	技 術
		100	家 庭
		110	英 語
02	中学校教諭	010	国 語
		025	地理歴史
		026	公 民
		030	数 学
		040	理 科
		050	音 楽
		060	美 術
		080	保健体育
		100	家 庭
		110	英 語
		120	商 業
		129	工 業
		131	機 械
		132	電 気
		133	建 築
		134	工 業
		136	土 木
		139	工 業
		140	農 業
		150	看 護
		170	福 祉
		180	情 報
		226	水 産
		227	漁 業
		228	水 産
		229	水 産
03	高等学校教諭	010	国 語
		025	地理歴史
		026	公 民
		030	数 学
		040	理 科
		050	音 楽
		060	美 術
		080	保健体育
		090	技 術
		100	家 庭
		110	英 語
		131	工 業
		132	機 械
		133	電 気
		134	建 築
		136	土 木
		139	工 業
		140	農 業
		150	看 護
		170	福 祉
		180	情 報
		226	水 産
		227	漁 業
		228	水 産
		229	水 産
04	特別支援学校教諭(小学部)	000	***
		010	国 語
		020	社 会
		030	数 学
		040	理 科
		050	音 楽
		060	美 術
		080	保健体育
		090	技 術
		100	家 庭
		110	英 語
		131	工 業
		132	機 械
		133	電 気
		134	建 築
		136	土 木
		139	工 業
		140	農 業
		150	看 護
		170	福 祉
		180	情 報
		226	水 産
		227	漁 業
		228	水 産
		229	水 産
05	特別支援学校教諭(中学・高等部)	000	***
		010	国 語
		020	社 会
		030	数 学
		040	理 科
		050	音 楽
		060	美 術
		080	保健体育
		090	技 術
		100	家 庭
		110	英 語
		131	工 業
		132	機 械
		133	電 気
		134	建 築
		136	土 木
		139	工 業
		140	農 業
		150	看 護
		170	福 祉
		180	情 報
		226	水 産
		227	漁 業
		228	水 産
		229	水 産
06	養護教諭(小・中学校)	000	***
07	養護教諭(県立学校)	000	***

3 性別コード

コード	性別
1	男
2	女

4 元号コード

コード	元号
3	昭和
4	平成

5 教員免許状
教科別コード

コード	免許状
100	小学校教諭
201	国 語
202	社 会
203	数 学
204	理 科
205	音 楽
206	美 術
208	保健体育
209	技 術
210	家 庭
211	英 語
240	その他
301	国 語
302	社 会
303	数 学
304	理 科
305	音 楽
306	美 術
308	保健体育
310	家 庭
311	英 語
312	商 業
313	工 業
314	農 業
315	看 護
317	福 祉
318	情 報
325	地理歴史
326	公 民
327	福 祉
328	商 船
329	商 船
340	その他
420	養護教諭
450	栄養教諭
520	特別支援学校(理)
531	特別支援学校(理)
532	特別支援学校(理)
533	特別支援学校(理)
551	特別支援学校(理)
552	特別支援学校(理)
553	特別支援学校(理)
554	特別支援学校(理)
555	特別支援学校(理)
534	幼稚園教諭

6 免許種コード

コード	免許種
0	専 修
1	1 種
2	2 種

7 免許所有コード

コード	所有・見込
1	所 有
2	見 込

8 都道府県
コード

コード	県名等
01	北海道
02	青 森
03	岩 手
04	宮 城
05	秋 田
06	山 形
07	福 島
08	茨 城
09	栃 木
10	群 馬
11	埼 玉
12	千 葉
13	東 京
14	神奈川
15	新 潟
16	富 山
17	石 川
18	福 井
19	山 梨
20	長 野
21	岐 阜
22	静 岡
23	愛 知
24	重 慶
25	滋 賀
26	京 都
27	大 阪
28	兵 庫
29	奈 良
30	和 歌
31	鳥 取
32	島 根
33	岡 山
34	広 島
35	山 口
36	徳 島
37	香 川
38	愛 媛
39	高 知
40	福 岡
41	佐 賀
42	長 崎
43	熊 本
44	宮 崎
45	鹿 児
46	鹿 児
47	沖 縄
98	資格認定
99	外 国

9 地区別コード

コード	地 区
51	一宮市・稲沢市
	瀬戸市・春日井市
	小牧市・尾張旭市
52	豊明市・日進市
	長久手市・清須市
	北名古屋市
	西春日井郡
	愛知郡
53	大山市・岩倉市
	江南市・丹羽郡
54	津島市・愛西市
	弥富市・あま市
	海部郡
55	大府市・知多市
	東海市・常滑市
	半田市・知多郡
56	安城市・岡崎市
	刈谷市・高浜市
	知立市・西尾市
	碧南市・額田郡
	豊田市・みよし市
59	北設楽郡
60	新城市
61	蒲郡市・豊川市
	豊橋市・田原市
62	名古屋

10 大学等種別コード

コード	大学等種別
1	国立大学法人(国立)
2	公 立
3	私 立

11 卒・見込コード

コード	卒業・見込
1	卒 業
2	卒業見込

注) 平成27年4月以降の卒業見込
の卒年は28としてください。

12 履修課程コード

コード	課 程
1	小学校教員養成課程
2	中学校教員養成課程
3	その他の教員養成課程

注) 教員養成課程を持つ大学・学部
の場合のみ記入してください。

例) ○○大学教育学部
小学校教員養成課程

13 現在職歴コード

コード	現 在 の 職 歴
1	公立学校教諭・養護教諭(正規任用者)
2	公立学校教諭・養護教諭・講師 (期限付・臨時的任用者)
3	公立学校非常勤講師・任期付任用教員
4	公立学校実習助手・寄宿舎指導 員(正規任用者)
5	公立学校実習助手・寄宿舎指導 員(期限付・臨時的任用者)
6	私立学校教員(正規任用者)
7	官公庁職員
8	会社員
9	その他

14 講師任用に関する情報提供

コード	希 望 の 有 無
1	情報提供希望有り

15 障害者選考・障害者大学推薦
特別選考への出願者の配慮

コード	配 慮 の 有 無
1	障害者選考・障害者大学推薦特別 選考へ出願(配慮不要)
2	障害者選考・障害者大学推薦特別 選考へ出願(配慮必要)

24-1 25-12 26-308 27- 28-12 29-15 30-16 31-16 32-16 33-16 34-16 35-16 36-16 37-16 38-16 39-16 40-16 41-16 42-16 43-16 44-16 45-16 46-16 47-16 48-16 49-16 50-16 51-16 52-16 53-16 54-16 55-16 56-16 57-16 58-16 59-16 60-16 61-16 62-16 63-16 64-16 65-16 66-16 67-16 68-16 69-16 70-16 71-16 72-16 73-16 74-16 75-16 76-16 77-16 78-16 79-16 80-16 81-16 82-16 83-16 84-16 85-16 86-16 87-16 88-16 89-16 90-16 91-16 92-16 93-16 94-16 95-16 96-16 97-16 98-16 99-16

16 大学コード（名称変更があった場合、同一校とみなしてコードを記入すること）

※短期大学は、表中の網掛け部分です。

〔国立大学法人〕		佐賀	10072	岐阜女子	12163	〔私立短期大学・短期大学部〕	
（大学名）	（コード）	長崎	10073	岐阜聖徳学園	12164	岐阜聖徳学園大学	25202
北海道	10001	熊本	10074	中京学院	12389	東海女子	25206
北海道教育	10002	鹿児島	10077	常葉学園	12320	常葉学園	25210
弘前	10008	その他の国立	10991	愛知学院	12165	愛知学院大学	25213
東北	10010	〔公立大学〕		愛知工業	12167	愛知大学	25216
宮城教育	10011	高崎経済	11003	愛知学泉	12168	愛知学泉	25217
秋田	10012	金沢美術工芸	11006	金城学院	12169	修文大学	25219
山形	10013	都留文科	11007	名城学院	12170	名古屋経済大学	25220
福島	10014	静岡県立	11037	椋山学園	12171	愛知文教女子	25221
茨城	10015	愛知県立	11011	大京	12172	岡崎女子	25222
筑波	10016	愛知県立芸術	11012	中京	12173	名古屋学芸	25225
群馬	10018	愛知県立看護	11053	至学館	12174	（愛知女子）	
埼玉	10019	名古屋市立	11013	中部	12175	至学館大学	25226
千葉	10020	京都市立芸術	11014	同朋	12176	（中京女子大学）	
東京	10021	大阪府立	11019	名古屋学院	12177	豊橋創造大学	25462
東京外国語	10023	北九州市立	11028	名古屋芸術	12178	東海学園大学	25227
東京学芸	10024	その他の公立	11992	名古屋商科	12179	東邦学園	25228
東京芸術	10026	〔私立大学〕		名古屋女子	12180	藤田保健衛生大学	25229
東京工業	10028	酪農学園	12011	南山	12182	名古屋文理大学	25230
東京海洋	10029	仙台	12018	日本福祉	12183	名古屋芸術大学	25232
お茶の水女子	10031	獨協	12040	名城	12184	名古屋経営	25233
横浜国立	10034	文教	12042	愛知淑徳	12301	（名古屋女子商科）	
新潟	10035	青山学院	12051	名古屋音楽	12307	名古屋女子大学	25234
上越教育	10089	北里	12057	名古屋経済	12316	名古屋聖霊	25235
富山	10036	共立女子	12058	名古屋外国語	12353	名古屋造形	25236
金沢	10037	国立音楽	12061	名古屋学芸	12433	名古屋	25237
福井	10038	慶應義塾	12062	東海学院	12323	南山	25238
山梨	10039	国学院	12064	豊田工業	12324	愛知江南	25240
信州	10040	国士館	12066	愛知みずほ	12390	愛知みずほ大学	25241
岐阜	10041	駒澤	12067	東海学園	12412	名古屋柳城	25243
静岡	10042	順天堂	12070	名古屋産業	13031	名古屋文化	25244
名古屋	10043	上智	12071	愛知東邦	12450	（名古屋女子文化）	
愛知教育	10044	専修	12084	星城	12451	光陵女子	25455
名古屋工業	10045	創価	12085	皇学館	12185	愛知産業大学	25476
豊橋技術科学	10085	大東文化	12087	三重中京	12327	愛知工科大学自動車	25485
滋賀	10046	玉川	12090	大谷	12186	鈴鹿	25247
滋賀	10047	中央	12092	京都産業	12189	京都女子大学	25256
京都	10048	津田塾	12093	京都女子	12190	その他の私立短期	25996
京都教育	10049	帝京	12094	同志社	12195		
大阪	10051	東海	12095	同志社女子	12196	〔国立大学法人短期大学・短期大学部〕	
大阪外国語	10052	東京女子	12103	佛立	12199	筑波技術	23043
大阪教育	10053	東京農業	12109	立命館	12200	その他の国立大	23994
神戸	10054	東京理	12111	龍谷	12201	学法人短期大学	
奈良教育	10056	東邦	12112	大阪経済	12205		
奈良女子	10057	桐朋学園	12113	大阪体育	12213		
和歌山	10058	東洋	12114	関西	12218		
兵庫教育	10092	二松学舎	12115	関西外国語	12220	〔公立短期大学・短期大学部〕	
鳥取	10059	日本	12116	近畿	12221	すべての	24995
島根	10060	日本女子	12121	四天王寺	12222	公立短期大学	
岡山	10061	日本体育	12123	関西学院	12232		
広島	10062	法政	12126	甲南	12234		
山口	10063	武蔵野音楽	12130	武庫川女子	12246		
鳴門教育	10095	明治	12133	奈良	12250	〔その他〕	
徳島	10064	明治学院	12134	岡山理科	12253	資格認定	19998
香川	10065	立教	12137	西南学院	12277		
愛媛	10066	早稲田	12140	中部学院	12428		
高知	10067	神奈川	12142	その他の私立	12993		
福岡	10068	洗足学園音楽	12149				
福岡	10069	岐阜経済	12161				

**** 出願から、受験票到着、試験期日、合格発表、採用までの流れ ****



愛知県教育委員会事務局管理部教職員課（愛知県庁西庁舎9階）

電話番号 （052）954-6769・6770（ダイヤルイン）

願書を提出する前にもう一度チェックを！

封をする前に以下の事柄を、□に✓をつけながらもう一度確認してください。

1 記入漏れや記入ミスはありませんか？

- ☐ 願書のコードは正しいコード番号を記入しましたか。現住所は、記入例に従って記入しましたか。
- ☐ 写真（写真の裏に受験区分・教科（科目）・氏名の記入）や切手（52 円と 82 円）は貼ってありますか。
- ☐ 郵便物を確実に受け取れる住所を記入しましたか。（転居や下宿のためあて先不明にならないように）
- ☐ 職歴がある人は、正式な職名等を遺漏なく記入しましたか。在職年月の期間に途切れ（空白）はありませんか。※空白期間がないように、記入してください。
- ☐ 教員免許状については、「所有」か「見込」かを正しく記入しましたか。
- ☐ 学歴を正しく記入し、正しいコード番号を記入しましたか。（4 年制と短大の番号を間違えないように）
- ☐ 家族の居住地が愛知県の場合、コード表の[9]の番号を記入しましたか。
- ☐ 願書記入日の記入と署名はしましたか。

2 願書はコピーしましたか？

- ☐ 試験当日や事前、事後の問合せに備え、コピーを手元に準備しましたか。

3 特別選考に出願する人は書類等の不備はありませんか？

- ☐ 願書右上の該当欄に受験種別番号を正しく記入しましたか。
- ☐ 提出書類に不備はありませんか。

あいちの教育に関するアクションプランⅡ

「あいちの教育に関するアクションプラン」

1 策定の背景

- 平成 19 年 4 月に、「あいちの教育に関するアクションプラン」を策定し、「家庭・地域・学校の協働による教育」を推進するとともに、小・中学校での県独自の少人数学級編制の実施や、魅力ある県立高等学校づくりとしての総合学科の設置拡大など様々な施策を実施し、着実に成果をあげつつある。
- しかしながら、いじめ・不登校への対応など解決すべき課題は依然として多く、さらには東日本大震災の被災状況を踏まえた子どもたちの安全確保も大きな課題となっている。また、グローバル化の進展や経済状況の悪化など、先が見通せない時代に突入している。
- そこで、教育を取り巻く課題や変化する社会の動向を見極め、さらに愛知の教育を推進していくため、本県が今後取り組むべき方向や施策を示す新たな計画を策定する。
- この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付ける。

2 計画期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）まで（5 年間）

3 新プランの概要

「あいちの教育に関するアクションプラン」の基本理念と「あいちの人間像」を継承する。

（1）基本理念

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現
 <めざす「あいちの人間像」>

- ・ かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間
- ・ 自らの人生をたくましく切り拓き、社会に生かすことのできる人間
- ・ 健やかな体をつちかい、豊かな文化を継承し創造することのできる人間
- ・ 次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間

（2）取組の視点

- ・ 家庭・地域・学校それぞれの主体性ある取組と連携の強化
- ・ 全てのライフステージで切れ目のない学びが可能となる環境づくり
- ・ 県・市町村の役割分担を踏まえた連携・協力

「コンプランⅡ」の概要について

（３）重点目標及び取組の方向

重点目標１：幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。

子どもたちの道徳性や社会性は、人との関わりの中で育まれます。

家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たすとともに、協働して子どもたちの体験活動や人と関わりあう活動を支援していきます。

取組の方向

取組の柱	取組の方向
道徳性・社会性の向上	命を大切にする教育の充実、社会全体のモラルの向上、道徳教育の充実、集団活動や交流活動の推進、情報モラルの向上
人権教育の推進	児童生徒への指導の充実、人権啓発の推進
いじめ・不登校等への対応の充実	未然防止と早期発見に向けた取組の充実、相談体制の充実
幼児教育の充実	幼稚園・保育所等と小学校との連携強化、幼稚園・保育所等による子育て支援の充実、幼児期の教育の在り方の検討・策定
福祉教育の推進	交流・ボランティア活動の推進、社会福祉に貢献できる人材の育成
安全教育の推進	実践的な安全教育の充実、災害発生に備えた人材の育成

効果指標

- ◆ 全国学力・学習状況調査で「道徳性」「社会性」に関係する項目に肯定的に答えた児童生徒数の割合（小・中学校） ⇒ 全ての項目で全国平均を上回る。（毎年度）
 - ・ 学校で友達に会うのは楽しいと思いますか。
 - ・ 今住んでいる地域の行事に参加していますか。
 - ・ 学校のきまり（規則）を守っていますか。
 - ・ 友達との約束を守っていますか。
 - ・ 人が困っているときは、進んで助けていますか。
 - ・ 近所の人に会ったときは、挨拶をしていますか。
 - ・ 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。
 - ・ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。
- ◆ 本県実施の調査で「道徳性」「社会性」に関係する項目に肯定的に答えた生徒数の割合（高等学校） ⇒ 85%
 - ・ 学校のきまりを守ることが大切である。（21年度 77.5%）
 - ・ 時間を守っている。（21年度 77.9%）

重点目標 2：発達段階に応じたキャリア教育を充実します。

子どもたちが、将来社会人として自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、人間関係をつくる力や、自分を高めながら課題を解決していく力など様々な力を必要とします。それらの力の獲得を支援するとともに、子どもたち一人一人が、将来の生き方や働き方について考え、自ら選択・決定することのできる力を育むため、小学校段階からの発達段階に応じた系統的なキャリア教育を進めていきます。

取組の方向

取組の柱	取組の方向
キャリア教育の推進	キャリア教育の推進体制づくり、職場体験活動・インターンシップ等の推進、多様なニーズに対応した就業支援の充実
産業教育の充実	高等学校における産業教育の充実、高等学校・高等技術専門校・企業の連携強化、人材育成機能の強化、技術・技能を尊重する機運の醸成
世界を舞台に活躍できる人づくり	外国語教育・国際理解教育の充実、表現力の育成、世界で活躍できる知性や技術・技能の育成

効果指標

- ◆ キャリア教育の年間指導計画を作成している学校の割合（小・中学校）
⇒ 100%（新規の取組）
- ◆ インターシップ等を実施する県立高等学校の割合 ⇒ 100%（21年度 73.2%）
- ◆ 特別支援学校高等部卒業者の一般就労の就職率 ⇒ 50%（21年度 38.4%）
- ◆ あいち夢はぐくみサポーターの登録数 ⇒ 前年度に比べて増加する。（毎年度）
- ◆ 全国学力・学習状況調査で「勤労観・職業観」に関する項目に肯定的に答えた児童生徒数の割合（小・中学校） ⇒ 全ての項目で全国平均を上回る。（毎年度）
 - ・ 将来の夢や目標をもっていますか。
 - ・ 家の手伝いをしていますか。

重点目標 3 : 学習意欲の向上を図り確かな学力を育成します。

児童生徒の状況やニーズを的確に把握しながら、個に応じたきめ細かな指導を充実させたり、学ぶことの楽しさや大切さに気付かせることを目指した指導方法の積極的な工夫改善を行ったりするとともに、様々なニーズに対応した学校づくりを進めることなどにより、学習意欲の向上を図り、「生きる力」の基となる確かな学力の育成に力を注ぎます。

取組の方向

取組の柱	取組の方向
個に応じたきめ細かな指導の充実	きめ細かな指導の充実、全国学力・学習状況調査の活用、学ぶ楽しさを味わわせる取組の充実、若い世代の教員の授業力の向上
魅力ある県立学校づくり	生徒の多様なニーズへの対応の充実、魅力と特色ある学校づくり、高大連携による学習意欲の向上、中高一貫教育の実施
理数教育の推進	興味・関心、知的探究心を高める取組の推進、高等学校の高度な理数教育の推進、教員の資質向上
読書活動の推進	読書に親しむ態度の育成、図書館機能の向上、関係機関の連携・強化
情報教育の充実	情報活用能力の向上、わかりやすく理解が深まる授業への支援の充実
多文化共生社会の実現に向けた教育の推進	学校における外国人児童生徒への対応の充実、地域における日本語学習等支援の充実、国際理解教育の充実
特別支援教育の充実	特別支援教育体制の充実、知的障害養護学校の過大化の解消と整備構想等の検討、地域での自立に向けた支援、早期からの特別支援教育の充実

効果指標

- ◆ 全国学力・学習状況調査で「学習意欲」に関係する項目に肯定的に答えた児童生徒数の割合（小・中学校） ⇒ 全ての項目で全国平均を上回る。（毎年度）
 - ・ 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたり1時間以上勉強していますか。
 - ・ 学校で好きな授業がありますか。
 - ・ 国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりしていますか。
 - ・ 算数・数学の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか。
- ◆ 高大連携を実施している高等学校の割合 ⇒ 50%（21年度 19.2%）

重点目標 4：豊かな人生を送るための生涯学習を充実します。

県内の豊富な生涯学習関連施設の活用や、市町村、大学、社会教育団体、NPO等との連携の強化などを通して、生涯にわたり文化芸術やスポーツに親しむ機会を増やしたり、今日的な課題に関する学びと実践の場を充実したりすることにより、自己を高め、豊かな人生を送れるよう生涯学習を充実していきます。

取組の方向

取組の柱	取組の方向
生涯学習の振興	生涯学習推進構想の策定、生涯にわたり学ぶ機会の充実、学んだ成果を生かす機会の充実、時代のニーズに対応した学習機会の充実
文化芸術の振興・伝統文化の保存・活用	芸術に触れ親しむ機会の充実、学校における芸術教育の充実、伝統文化を尊重する心の育成
スポーツの振興	学校体育の充実、スポーツに親しむことができる環境づくり、国際的・全国的なスポーツ大会の開催
健康教育の充実	心身の健康づくり
食育の推進	食に関する指導の充実、規則正しい食生活の啓発
家庭教育の充実と子育て支援	家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実、子育て支援の促進、児童虐待の防止
環境教育・環境学習の推進	学校での環境教育の充実、地域における環境学習の推進

効果指標

- ◆ 生涯学習支援ボランティアの個人登録件数 ⇒ 400 人を上回る。(22 年度 214 人)
- ◆ 生涯学習情報システムのアクセス件数 ⇒ 前年度に比べて 10% 増加する。(毎年度)
- ◆ 生涯学習活動の状況（公立図書館の県民一人あたりの貸出図書冊数・公立図書館のレファレンス（資料相談）件数） ⇒ 全ての項目で前年度を上回る。(毎年度)
- ◆ 総合型地域スポーツクラブを育成している市町村数 ⇒ 全市町村(21 年度 32 市町)
- ◆ 小・中学校の体力テスト合計点の平均値 ⇒ 全国平均を上回る。
- ◆ 県文化施設の利用者数及び県が推進する文化諸施策への参加者数の対県人口比率 ⇒ 80% (21 年度 62.1%)

魅力ある教育環境づくり

重点目標の達成に向け、家庭・地域・学校がその役割を十分に発揮し取り組んでいくための基盤として、魅力ある教育環境づくりに取り組んでいきます。

取組の方向

取組の柱	取組の方向
幼児児童生徒の安全・安心の確保	地域ぐるみによる安全・安心の確保、学校における児童生徒の安全確保
教職員の確保・適正配置と資質の向上	教職員の適正配置、優れた人材の確保、教職員研修の充実
開かれた学校づくり	地域に根ざした学校づくり、学校評価制度の活用
県立の大学の振興	大学の研究力の強化、地域に開かれた大学づくり
私立学校の振興	私立学校及び私立学校に通う生徒の保護者に対する助成、公私の連携
教育環境の整備	学校施設・設備の整備、就学援助、へき地教育の振興、校務の情報化
教育行政の推進	教育委員会の充実、広報広聴活動の充実、市町村教育委員会との連携と支援、大学やNPO、産業労働団体等との連携強化

4 計画の推進

○ 家庭・地域・学校への啓発、働きかけ

- ・ 教育キャンペーンの実施
- ・ 学校関係者への周知
- ・ 大学、私立学校団体、NPO等との連携

○ 行政としての施策の展開

- ・ 教育委員会が知事部局、警察本部と一体となって、具体的施策を展開する。
- ・ 市町村教育委員会と意見や情報を十分交換しながら連携を強め、県が示した取組の方向を踏まえたうえで各市町村が実情に応じた施策を展開していけるよう、市町村への働きかけや支援を行う。

○ 計画の進行管理

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条に基づき、本計画の管理及び執行の状況について毎年度点検・評価を行うとともに、必要に応じて事業内容の見直しを行う。